

(文部科学省「教育関係共同利用拠点事業」)

# 令和元年度 教育関係共同利用拠点事業報告書

(拠点名)

瀬戸内海における洋上里海教育のための  
共同利用拠点

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸

令和2年3月

## はじめに

2019年度は、平成から令和へと年号が変わる節目の年となり、練習船豊潮丸が文部科学省から「教育関係共同利用拠点」への再認定を受けて3年目となります。「瀬戸内海の多面的な魅力とその価値への気づきを促し、自然と人との持続的共存のあり方を考えるきっかけを与える」、この教育使命を胸に、教育拠点としての活動をさらに充実・発展させるべく、本年度の活動を計画・実施して参りました。

日本各地で大きな天災に見舞われ、また豊潮丸の発電機関部の故障による4か月の運航不能期間が生じた昨年度とは異なり、本年度は2月末の最終航海に至るまで、一部組替えがあったもののほぼ計画どおりに実施され、目標年間航海日数175日のところ、実航海日数は172日となりました。特に共同利用航海については、単独航海として高知大学「海洋観測実習」、福山大学「フィールド生態環境実習」、香川大学「浅海生産環境学特論（一般海洋観測）」、そして北里大学「瀬戸内海のプランクトン・ベントスの分布調査」の4件が無事実施され、「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」など、他大学の学生等が余席を利用して乗船できる混乗航海を29件設定し、11件が実施されました。共同利用者・受講者に対してのアンケートでは、肯定的な意見が多く得られつつ、改善点についての指摘も受け、来年度においてはこれらいただいた意見を参考に、より質の高い教育を行うための改善を続けていく所存です。特に、女性に配慮した環境づくりのため、2020年度からは実習等で女性乗船者の参加が見込まれる場合は、船長および航海代表者の要請に基づいて女性教員もしくは女性TAを極力配置することとしました。

また、本年度は2020年へと年が明けてから新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的猛威を振るっており、本稿執筆中の3月末現在において未だ収束の目途が立っていません。幸い、本年度運航への影響はありませんでしたが、引き続きCOVID-19の感染拡大状況を注視し、学生をはじめとする乗船者の安全を第一に、航海実施可否を柔軟に判断していきます。

本事業報告書には、これら共同利用航海を中心に、練習船豊潮丸が2019年度を通じて取り組んだ具体的な活動内容について記しています。それぞれ個性的な目的をもった様々な航海の詳しい情報をご覧いただき、航海の臨場感を味わっていただければありがたく存じます。末筆となりますが、学内外の多数の皆様からの本船へのご支援とご理解に対しまして、この場をお借りいたしまして心より感謝申し上げます。引き続き、皆様方のご協力を賜り、安全で有益な航海実習を提供できるよう努めてまいります。

令和2年3月  
練習船豊潮丸運営委員長  
平山 真

# 報告書目次

## はじめに

### 第1章 瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習の取組状況

1. シラバス	1
2. 受講者・参加大学	3
3. 受講生の負担金額	4
4. 実習風景	5
5. 成績評価	13
6. 受講生によるアンケート評価	14
7. 受講生によるアンケート評価へのフィードバック	21

### 第2章 共同利用の実績

他大学等共同利用状況	23
練習船共同利用拠点化における乗船実績	25
運航実績表	29

### 第3章 共同利用の実施に係る経費

特別経費（教育関係共同利用実施分）	31
-------------------	----

### 第4章 共同利用に係る検討会議の状況

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会	32
-----------------------------	----

## (参考資料)

1. 教育関係共同利用拠点に関する法令等	
(1) 教育関係共同利用拠点制度について	34
(2) 学校教育法施行規則（抜粋）	35
(3) 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程	36
(4) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び教育関係共同利用拠点の 認定等に関する規程の施行について	38
2. 共同利用に関する広島大学の規則	
(1) 練習船豊潮丸運営内規	41
(2) 練習船豊潮丸共同利用細則	44
(3) 練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ	46
3. 豊潮丸の共同利用の概要	
(1) 取組の趣旨・目的	54
(2) 拠点の認定理由	55
(3) 取組計画	58
(4) 実施体制	59
4. 豊潮丸の概要	60

# 第1章

## 瀬戸内海の恵みと現状を 学ぶ洋上里海総合演習の 取組状況

# 1. シラバス

1. 開設大学名	広島大学		科目開講 キャンパス	東広島キャンパス		
2. 科目名	正式科目名	瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海 総合演習			クラス名	
	副題				配当年次	1年次
	旧科目名				受入学年	1, 2, 3年
	学問分野	番号	33	名称	水産学	
サテライトで開講される科目の科目群				A群	B群	
3. 担当教員名	河合 幸一郎, 中口 和光, 山口 修平					
4. 単位数	2単位		5. 開講学期	前期集中		
6. 開講期間 曜日・時間	平成31年 9月17日(火)～平成31年9月20日(金)					
個別開講日	1回目 9/17	2回目 9/17	3回目 9/17	4回目 9/17	5回目 9/18	6回目 9/18
	7回目 9/18	8回目 9/18	9回目 9/18	10回目 9/19	11回目 9/19	12回目 9/19
	13回目 9/19	14回目 9/19	15回目 9/20	16回目 9/20	試験日	9/19
7. 基礎知識の有無	1. 「基礎知識を必要とする科目」 ( ) ②. 「基礎知識を必要としない科目」					
8. 募集人数 (総授業定員)	10人 ( )人		9. 定員超過時の 選考方法	書類選考		
10. 科目内容・ 授業計画	<p>広島大学生物生産学部附属練習船「豊潮丸」による乗船実習を経験する中で、里海を育ててきた瀬戸内海域の文化・漁業・水産の試験研究を視察するとともに、海洋調査を経験することにより、里海瀬戸内海への理解を深めることを目的とする。</p> <p>9/17(火)：バスで広島大学生物生産学部および JR 西条駅から竹原港へ移動，乗船・出港，漁船操業の視察と船内講義，愛媛県今治市大三島宮浦沖錨泊</p> <p>9/18(水)：大三島漁業協同組合魚市場訪問、宮浦港入港，伯方塩業大三島工場見学，大三島海事博物館見学，解剖実習（三枚おろし）等</p> <p>9/19(木)：大三島宮浦港を出港，大崎下島御手洗（潮待ちの港町）視察，海洋観測，船内講義（演習，体験発表会）</p> <p>9/20(金)：広島県水産海洋技術センター見学，船内清掃，昼食，修了式後下船（12:30頃），バスで西条駅まで送ります（14:00頃着，呉駅解散も可）</p> <p>* 寄港先の都合等により，予定に変更が生じる場合がある。</p>					
11. 試験・評価方法	受講態度 50点，発表とレポート 50点で評価する。					
12. 別途負担費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 授業期間中の食事代，シーツ洗濯代として5,000円程度を徴収します。</li> <li>● 集合解散場所の事前事後の交通費は自己負担となります。</li> <li>● 開催10日前以降のキャンセルについては乗船期間中の食事代全額を払っていただきます。</li> <li>● 実習にかかるその他経費についてはこちらで負担します。</li> </ul>					

13. その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集合時刻:バスで生物生産学部から JR 西条駅を經由して乗船地の竹原港まで行きますので, 開催当日 (9月17日) は, 以下の1) か2) のいずれかの場所に, それぞれの指定時刻 (時間厳守) までに集合してください。 (昼食を済ませておいてください)</li> <li>1) 広島大学生物生産学部 (東広島キャンパス) 車庫前 12:30 まで</li> <li>2) JR 西条駅南口一般バス降車場 12:50 まで</li> <li>● 持参物: 医療保険証, 着替え, 運動靴 (甲板作業はスリッパ類不可), 雨具 (傘), 作業着上下 (長袖, 長ズボン), 筆記用具, 洗面具, タオル類等 (長靴とカッパは貸与します。船内での洗濯可), 釣り具 (持っていれば)</li> <li>● 傷害保険: 事前に学生教育研究災害傷害保険 (財団法人日本国際教育支援協会) 相当の傷害保険に加入しておいてください。</li> <li>● やむなく欠席する場合は, 開催 10 日前までに広島大学生物生産学部学生支援室まで申し出てください。直前にやむなく欠席・遅刻する場合も, 必ず連絡してください。</li> <li>● 本授業科目は, 広島大学生物生産学部, 広島大学他学部, 他大学学生のために開講されるものです。</li> </ul> <p>【問合せ・連絡先】 (E-mail: ★を@に変換してください)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島大学生物生産学部学生支援室 〒739-8528 東広島市鏡山 1-4-4 TEL: 082-424-4323 E-mail: sei-gaku-sien★office.hiroshima-u.ac.jp</li> <li>・ 広島大学大学院統合生命科学研究科 河合 幸一郎 教授 〒739-8528 東広島市鏡山 1-4-4 TEL: 082-424-7894 E-mail: kawagogi★hiroshima-u.ac.jp</li> </ul>		
14. サテライト科目の社会人受講について	科目等履修生 (単位付与) として受け入れ	可	否
	聴講生 (単位認定不要) として受け入れ	可	否

## 2. 受講者・参加大学

受講者名簿(男性 10名 女性 2名)

No	大学名	所属	学年	性別
1	広島大学	教育学部第四類造形芸術系コース	3	女
2	広島市立大学	情報科学部医用情報科学科	2	男
3	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
4	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
5	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
6	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
7	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
8	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
9	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
10	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	女
11	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
12	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男

### 3. 受講生の負担金額

・受講生 1名当たり 3,940 円

(内訳)

事項	単価 (円)	数量・単位	3泊4日 (円)
食事代 (朝)	300	3 食	900
食事代 (昼)	450	2 食	900
食事代 (夕)	450	3 食	1,350
シーツ洗濯代	790	1 回	790
計			3,940

※実習見学先を効率よく回り、また地域の食文化を体感させるために、昼食一回を外食とした (大三島・宮浦港停泊)。

実習生各自負担 (概ね一食1,000~1,500円)

※大三島海事博物館見学費 (学生一人：1000円) について、2016年度に引き続き拠点経費から全額支出するため計上していない。

#### 4. 実習風景

## 魚市場見学・解剖実習



早朝の大三島漁港・浦戸市場へ作業艇を利用して移動。水揚げや市場施設の見学、漁業関係者への聞き取りを通して地域漁業への理解を深めた。大三島では刺し網漁・釣り漁が代表的な漁法である。当日は、1隻しか水揚げがなく魚は少なかった。当市場には不漁や悪天候に備えたストック施設があり、その重要性も学ぶことが出来た。



船からの釣り・スーパーで購入した魚を豊潮丸に持ち帰り、解剖実習を行った。担当教員・TAが丁寧に指導し内臓各器官の観測等を行った。

# 潮待ちの港町見学 (大崎下島・御手洗)



作業艇を利用して御手洗に上陸。御手洗は、江戸時代“潮待ち”で栄えた様子を今に伝える町である。実際に町並みを歩いて見学し、様々な歴史に触れることで、瀬戸内海が海運の面でも重要な役割を担っていた事を学んだ。

# 海洋観測実習







CTD、透明度板、プランクトンネット、SM採泥器、ドレッジを用いた。同じ瀬戸内海であっても、潮流や周辺の環境による多様性がある事を学んだ。SM採泥器・ドレッジ及びプランクトンネットを用いて採取した生物についてソーティング作業を行った。また、CTDなどで得られたデータとの比較や学生相互の議論を行い理解を深めた。

# 広島県水産海洋技術 センター見学（倉橋島）



広島県の水産研究施設であるセンター見学を通して、水産業における行政機関の役割、最先端の水産研究について理解を深めた。

# その他実習中の風景



遭難訓練



早朝の宮浦港栈橋での体操と集合写真



ボートでの移動



修了証書授与

## 5. 成績評価

令和元年度教育ネットワーク中国による単位互換制度及び部局間協定に基づく「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」に係る成績評価を以下のとおり行った。

### (1) 成績評価方法

- ・ 受講態度 50点，発表・レポート 50点で評価する。

### (2) 成績評価基準

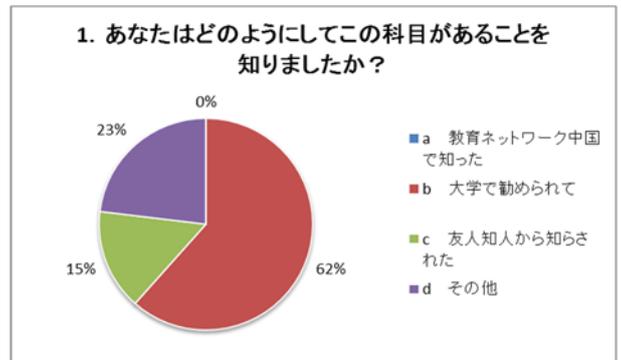
- ・ 秀 (S)，優 (A)，良 (B)，可 (C) 及び不可 (D) の5段階評価とする。
- ・ 5段階評価の基準は，100点満点で採点し，90点以上を「秀 (S)」，80～89点を「優 (A)」，70～79点を「良 (B)」，60～69点を「可 (C)」とし，60点未満は「不可 (D)」とする。

## 6. 受講生によるアンケート評価（回答人数:12名）

### 1. どのようにしてこの科目のあることを知ったか

※複数回答有

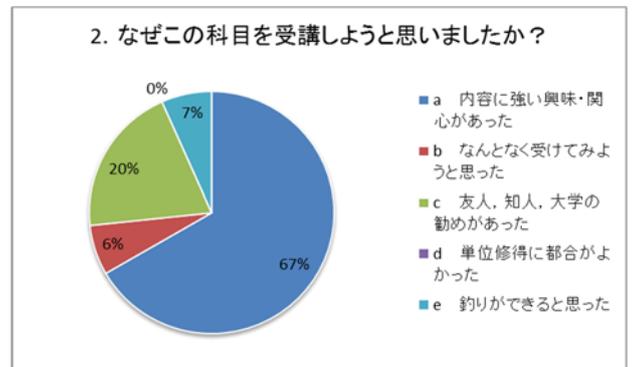
- a) 教育ネットワーク中国で知った … 0名
- b) 大学で勧められた … 8名
- c) 友人知人から知らされた … 2名
- d) その他 … 3名
  - ・先輩
  - ・大学の科目表
  - ・学内のシラバスを見て



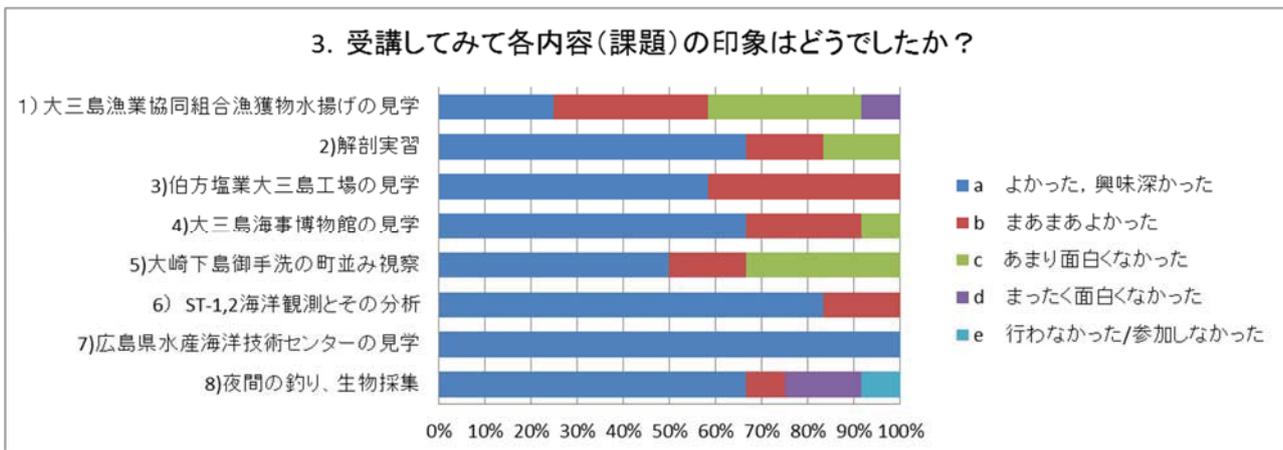
### 2. なぜこの科目を受講しようと思ったか

※複数回答有

- a) 内容に強い興味・関心があった … 10名
- b) なんとなく受けてみようと思った … 1名
- c) 友人、知人、大学の勧めがあった … 3名
- d) 単位修得に都合がよかった … 0名
- e) 釣りができるといった … 1名



### 3. 各内容（課題）の印象はどうだったか



	a よかった／興味深かった	b まあまあよかった	c あまり面白くなかった	d まったく面白くなかった	e 行わなかった／参加しなかった
1) 大三島漁業協同組合漁獲物水揚げの見学	3	4	4	1	0
2) 解剖実習	8	2	2	0	0
3) 伯方塩業大三島工場の見学	7	5	0	0	0
4) 大三島海事博物館の見学	8	3	1	0	0
5) 大崎下島御手洗の町並み視察	6	2	4	0	0
6) ST-1,2海洋観測とその分析	10	2	0	0	0
7) 広島県水産海洋技術センターの見学	11	0	0	0	0
8) 夜間の釣り、生物採集	8	1	0	2	1

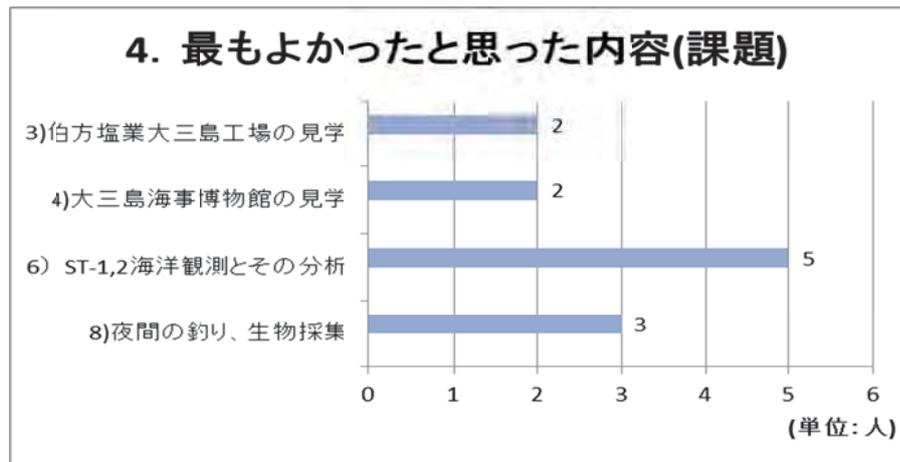
(単位:人)

※複数回答及び未回答有

○記述

- ・ 1) は水揚げがなかったので仕方がなかったと思う
- ・ 課題といっても、ただ釣りをしたり各自が施設を見て回ったりするだけのなあなあな講義だった。私は専門的な知識が無かったため、もっと教員からの積極的な教授がほしかった。
- ・ 晩ごはんが早すぎる点

4. 3の内容で最も良かったと思ったもの



○よかったと思った理由

3) 伯方塩業大三島工場の見学

- ・ 普段見る機会がなく、新たな発見が多かったから
- ・ 塩のつくり方を知ることができたから

4) 大三島海事博物館の見学

- ・ 海事博物館が個人的に興味のあることで行って良かったなと思います。
- ・ あまり見れないようなサンゴ類やカニなどが見れて楽しかったからです。

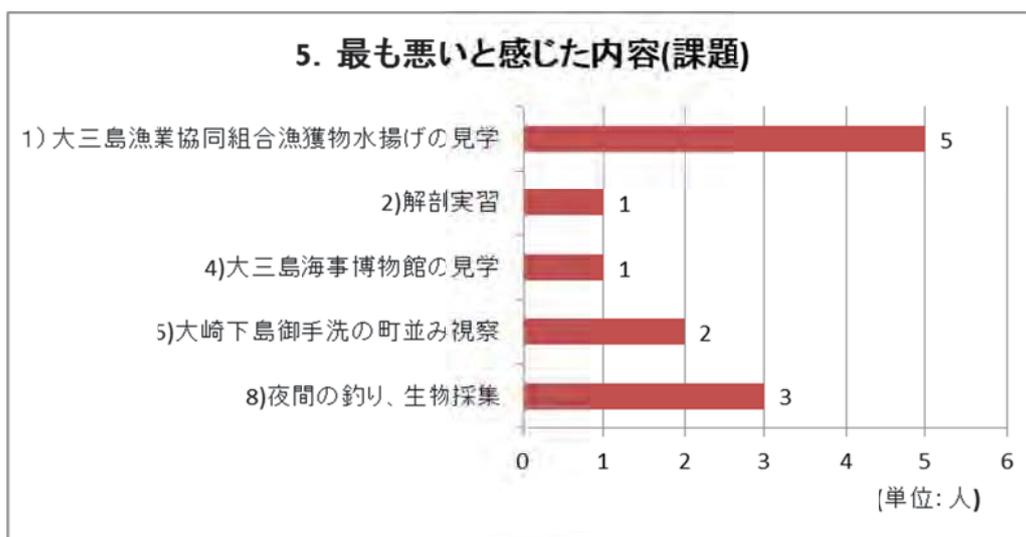
6) ST-1, 2海洋観測とその分析

- ・ 大学ではできない、水深のある場所での海洋観測をさせてもらえたため
- ・ 色々な分析結果やそれをデータ化した数字などを観察できたから
- ・ 生物を分析することに興味があったためとても良かった
- ・ 船長や航海士さんたちの説明が丁寧でわかりやすく、おもしろかった。  
操縦室かっこよかった。日ごろふだんすることがない、とても貴重な経験をすることができ、また、海底からあがってきたものが砂ではなくヘドロだった時はおどろいた。

8) 夜間の釣り、生物採集

- ・ 今まで釣った魚の中で一番大きな魚を釣れたから
- ・ 釣りが出来て楽しかった
- ・ 釣りの経験がほとんど無くとても楽しめたから

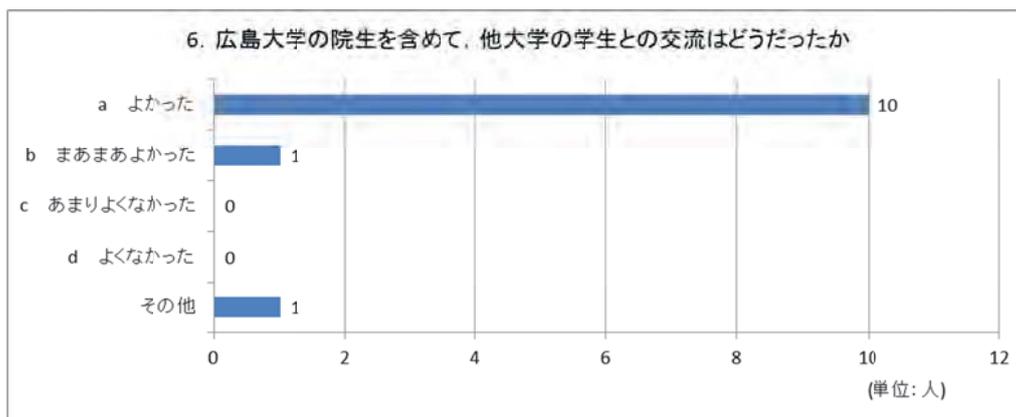
## 5. 3の内容で最も悪かったと思ったもの



### ○悪いと感じた理由

- 1) 大三島漁業協同組合漁獲物水揚げの見学
  - ・今回は運が悪かっただけだと思うのですが、魚種がとても少なかったのが残念でした
  - ・仕方がないが揚がった魚の種類が少なくおもしろみがなかった
  - ・当日の引き揚げされた魚が少なかった
  - ・水揚げがなく見るものがなかった
  - ・水揚げが少なく寂しかったから
- 2) 解剖実習
  - ・解剖した魚の胃の内容物がほとんど溶けていて観察ができなかったから
- 4) 大三島海事博物館の見学
  - ・歴史はあまり分かりません！
- 5) 大崎下島御手洗の町並み視察
  - ・あまり必要性を感じなかったため
  - ・思ったより感動しなかったから
- 8) 夜間の釣り、生物採集
  - ・みんなが楽しめるような気軽な釣りじゃなくて、参加しづらかったから
  - ・釣りをしたことがなかったので、道具の使い方がわからなかった。
  - ・スケジュールに記載しているのであればきちんと実施してほしい。

## 6. 広島大学の院生を含めて、他大学の学生との交流はどうだったか

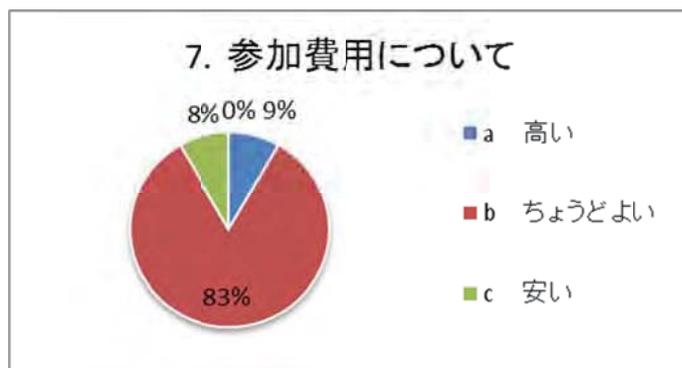


### ○記述

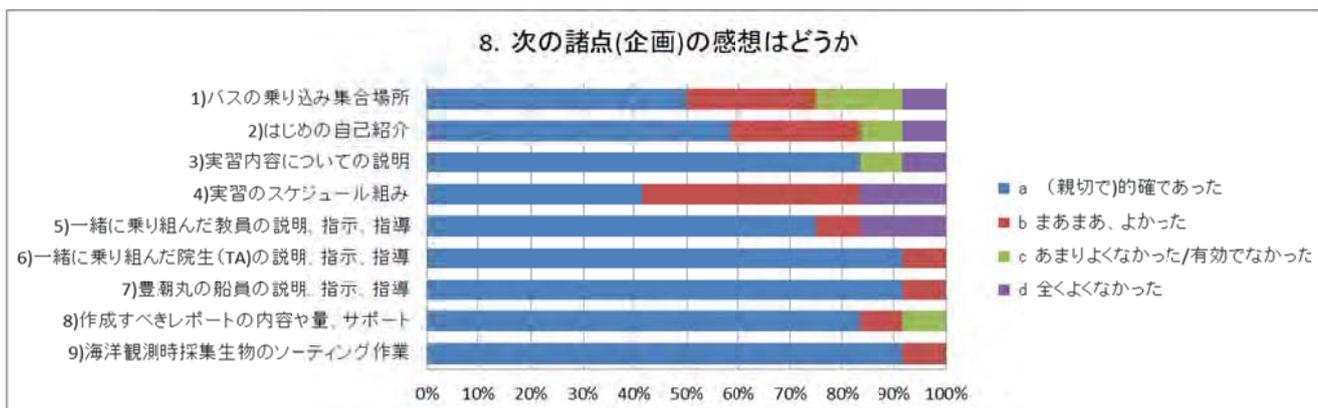
- ・ a 普段聞くことのできない別学部の人意見や院生の知識を知ることができたため
- ・ a 院生はサポートもしてくれてとても助かった
- ・ (その他)別に普通だと思う

## 7. 参加費用について

- a) 高い … 1名  
→ 「1,000円以下」
- b) ちょうどよい … 10名
- c) 安い … 1名  
→ 「そのまま」
- d) よくわからない … 0名



## 8. 次の諸点(企画)の感想はどうか



	a(親切で)的確であった	b まあまあ、よかった	c あまりよくなかった/有効でなかった	d 全くよくなかった
1)バスの乗り込み集合場所	6	3	2	1
2)はじめの自己紹介	7	3	1	1
3)実習内容についての説明	10	0	1	1
4)実習のスケジュール組み	5	5	0	2
5)一緒に乗り組んだ教員の説明, 指示, 指導	9	1	0	2
6)一緒に乗り組んだ院生(TA)の説明, 指示, 指導	11	1	0	0
7)豊潮丸の船員の説明, 指示, 指導	11	1	0	0
8)作成すべきレポートの内容や量, サポート	10	1	1	0
9)海洋観測時採集生物のソーティング作業	11	1	0	0

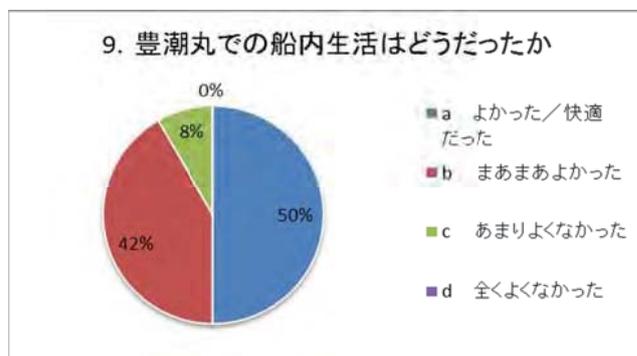
(単位:人)

### ○記述

- ・ 1) バスの乗り込み集合場所 → 「竹原駅ではだめですか？」
- ・ 教員はただ一人で釣りを楽しんでいるだけという印象が強かった。

### 9. 豊潮丸船内での生活はどうだったか

- a) よかった/快適だった … 6名
- b) まあまあよかった … 5名
- c) あまりよくなかった … 1名
- d) 全くよくなかった … 0名

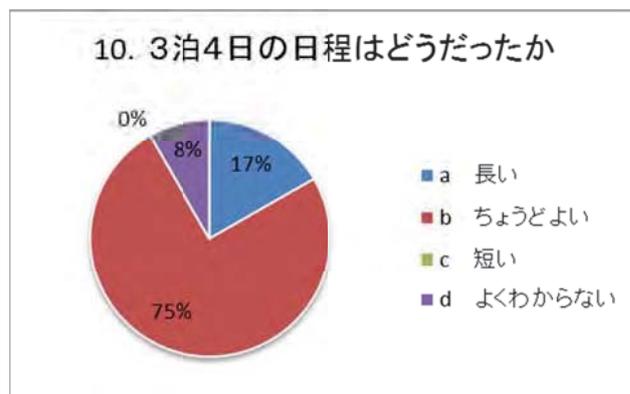


### ○記述

- ・ b 床が固くて寝つけなかった…
- ・ b 少し夕食の時間がはやく感じた。
- ・ b 部屋が寒くてぐっすりねむれなかった。  
水がマズイ。ご飯はとてもおいしかった。  
インターネットが使えないとレポート作成の際、調べものができなくて不便。

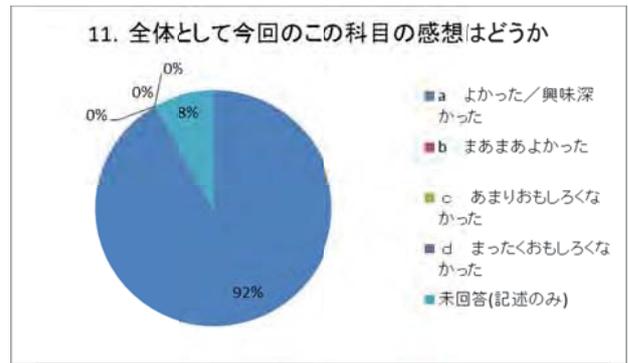
### 10. 3泊4日の日程はどうだったか

- a) 長い … 2名  
→ 「2泊3日」
- b) ちょうどよい … 9名
- c) 短い … 0名
- d) よくわからない … 1名



1 1. 全体として、今回のこの科目の感想はどうか

- a) よかった／興味深かった … 11名
- b) まあまあよかった … 0名
- c) あまりおもしろくなかった … 0名
- d) まったくおもしろくなかった … 0名
- ※未回答（記述のみ）あり … 1名



○記述

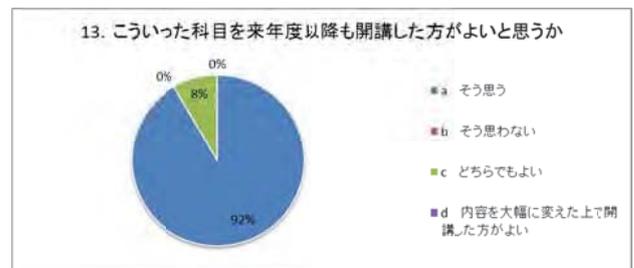
- ・ a 海での観測を見れたことが最も良かった。
- ・ 2日目の伯方の塩工場見学の時、  
昼食は船まで帰らず現地で各々が買って食べるということを直前で知らされた。  
TAを含む他の学生はみんな工場の売店でソフトクリームを食べていたが、  
財布をもっていなかった自分は食べられなくて嫌な思いをした。

1 2. 全体を通して改善点があるか（記述）

- ・ 航海予定表が非常にわかりづらく情報が乏しい。  
予定に変更があるにしても、もっと詳細にスケジュールを組んだ方が良いと思う。
- ・ 教員とTAが男性だけだと不安なので女性の指導者もつけてほしい。
- ・ 晩ごはんが早い
- ・ 晩ご飯を18時からにする。
- ・ 特に無いです。楽しかったです。
- ・ 特になし

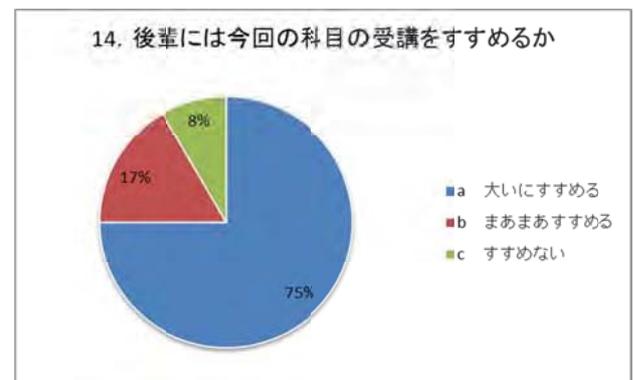
1 3. こういった科目を来年度以降も開講した方がよいと思うか

- a) そう思う … 11名
- b) そう思わない … 0名
- c) どちらでもよい … 1名
- d) 内容を大幅に変えた上で開講した方がよい … 0名



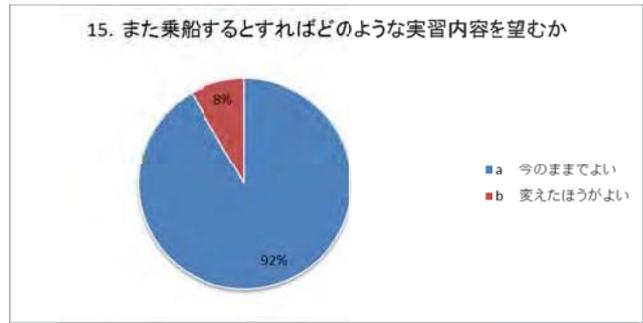
1 4. 後輩には、今回の科目の受講をすすめるか

- a) 大いにすすめる … 9名
- b) まあまあすすめる … 2名
- c) すすめない … 1名



15. また乗船するとすればどのような実習内容を望むか

- a) このままでよい … 11名
- b) 変えたほうがよい … 1名

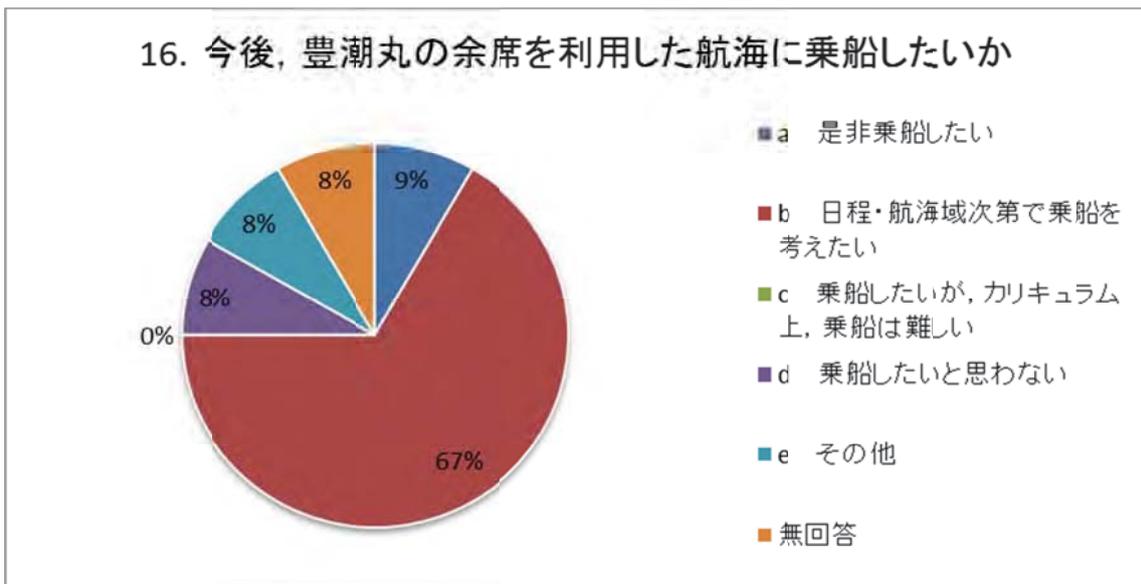


○記述

- ・釣り初心者に対して一から釣り方を教える。
- ・もっと広い部屋で解剖や観察を行う。
- ・御手洗見学の際ガイドをつける。

16. 豊潮丸の余席を利用した広島大学教員が主催する教育・調査航海に乗船したいか

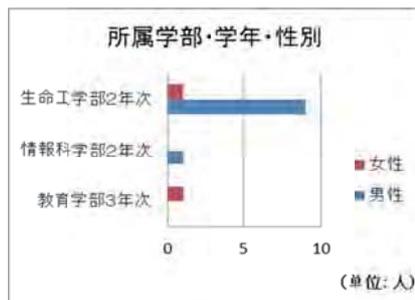
- a) 是非乗船したい … 1名
- b) 日程・航海域次第で乗船を考えたい … 8名
- c) 乗船したいが、カリキュラム上、乗船は難しい … 0名
- d) 乗船したいと思わない … 1名
- e) その他 … 1名
- ※無回答 … 1名



○記述

- ・活動内容次第で乗船を考えたい

※回答者の属性



## 7. 受講生によるアンケート評価へのフィードバック

受講生の皆さん、アンケート評価をありがとうございました。いただいた評価・意見を参考に、さらに有意義な演習となるよう、改善可能な事項について積極的に対処していきます。いただいた主な意見と改善内容について具体例を下記に示します（番号は「4-3 各内容（課題）の印象」より）。

### 1) 大三島漁業協同組合漁獲物水揚げの見学

○魚種が少なかった

水揚げが無かった場合を想定し、事前に魚市場に魚の取り置きを依頼します。

### 2) 解剖実習

○解剖した魚の胃の内容物がほとんど溶けていて観察できなかった

胃内容物が溶けていたものは刺し網漁で漁獲されたものと推察され、刺し網に捕捉された後にしばらく生きていたために消化が進んだためと考えられます。今後、そのような考察も含めたわかりやすい説明を行っていきます。

○もっと広い部屋で解剖や観察を行う

船内は空間が限られているため、受講生が見やすい/聴きやすいように今後実習方法を工夫していきます。

### 5) 大崎下島御手洗の町並み視察

○あまり必要性を感じなかった/思ったより感動しなかった/ガイドが欲しい

大崎下島御手洗の町並み視察で、現地ボランティアの方によるガイドツアーの利用を検討します。

### 8) 夜間の釣り、生物採集

○釣り初心者に対して一から釣り方を教えてほしい

教員、船員または TA が釣り初心者にも一から指導します。

### 9) その他

○教員からの積極的な教授がほしかった

各課題についての教員説明を増強します。

○昼食を船外でとることを直前に知らされた/航海予定表がわかりづらい/予定に変更があるにしても、もっと詳細にスケジュールを組んだ方が良い/スケジュールに記載しているのであればきちんと実施してほしい

船外昼食などを含めたスケジュールを明確にし、シラバスにも明記します。また、天候や海況、潮汐などによっては実施できないプログラムも有り得ることをあらかじめ理解を求めた上で、スケジュールの変更があった際はわかりやすく周知します。

○バスの乗り込み集合場所に竹原駅を追加

バスの乗り込み集合場所について、希望のあった竹原駅も追加します。

○教員と TA が男性だけだと不安なため女性の指導者もつけてほしい

女性受講生に配慮した環境づくりとして、可能な限り女性教員もしくは女性 TA を配置します。

改善できない下記の点については、理由と合わせてご了承ください。

○晩ご飯の時間が早い

本船では司厨長 1 名で最大 32 名乗船者（船員含む）の食事を提供しています。早朝（5 時頃）から仕事をしており、夕食時間を遅くすると片付けや翌日の仕込みも遅くなり、長時間の労働時間となります。他の練習船も同様に、船は陸上に比べて夕食は早い時間帯となっています。

○インターネットが使えないとレポート作成の際、調べものができなくて不便

船上は陸から離れた特殊な環境であり、普段の生活では当たり前のことが制限されることも含めて練習船における実習とご理解願います。そういった「特別な時間」を楽しんでもらえたらと思います。

## 第2章

# 共同利用の実績

## 他大学等共同利用状況

授業科目名等	実施期間	概要
海洋生物学特別実習-1 (公開-A1)	4月13日～4月19日	瀬戸内海～鹿児島海域におけるプランクトンの分布調査 ・カセサート大学(タイ):講師1名
海洋生物学特別実習-3 (公開-A3)	5月20日～5月30日	黒潮流域のプランクトン・ベントス・ネクトンの分布調査 ・東京大学大学院農学生命科学研究科:教授1名 ・東京大学大学院理学系研究科:博士1名 ・京都大学瀬戸臨海実験所:准教授1名, 修士1名 ・神戸大学大学院理学研究科:特別研究員1名
海洋観測実習 (教育-02)	6月2日～6月7日	一般海洋観測 ・高知大学農林海洋科学部:教授1名, 准教授1名, 学士32名
フィールド生態環境実習 (教育-03)	6月12日～6月15日	一般海洋観測 ・福山大学生命工学部:教授1名, 准教授1名, 学士26名
海洋生物学特別実習-4 (公開-B3)	6月24日～6月28日	瀬戸内海におけるナメクジウオの分布調査 ・明治大学農学研究科:修士1名
調査実習-③ (公開-A4)	7月8日～7月12日	瀬戸内海における光化学過程の解明 ・神戸大学:助教1名 ・東京大学大気海洋研究所:教授1名, 特別研究員1名, 修士1名 ・慶應義塾大学理工学部:助教1名
海洋生物学特別実習-5 (公開-B4)	7月14日～7月21日	有用生理活性物質開発の為の海洋生物採集 ・早稲田大学理工学術院:教授1名 ・早稲田大学先進理工学研究科:次席研究員1名, 博士1名, 修士3名 ・早稲田大学先進理工学部:学士2名
里海フィールド演習 (教育-09)	9月2日～9月4日	一般海洋観測実習 ・鳥取大学農学部:学士2名 ・島根大学生物資源科学部:学士3名 ・岡山大学農学部:学士4名 ・香川大学農学部:学士2名 ・愛媛大学農学部:学士3名 ・高知大学農林海洋科学部:学士2名
瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ 洋上里海総合演習 (教育-10)	9月17日～9月20日	海洋観測, 地域文化・産業・水産研究施設視察 ・福山大学生命工学部:学士10名 ・広島市立大学情報科学部:学士1名
浅海生産環境学特論 (教育-11)	9月23日～9月27日	一般海洋観測 ・香川大学農学部:教授1名, 准教授1名, 修士4名, 学士6名
海洋生物学特別実習-6 (公開-A6)	9月30日～10月8日	口永良部島周辺海域における魚類相調査 ・倉敷芸術科学大学生命科学部:学士2名 ・倉敷芸術科学大学大学院産業科学技術研究科:修士1名
AIMS・PEACE海洋調査体験航海:国際共同授業Plankton Biology (教育-12)	10月9日～10月11日	備後灘北部海域(田島周辺)における調査・観察 AIMS留学生 ・カセサート大学(タイ):留学生9名 PEACE留学生 ・ミエック大学(ミャンマー):留学生1名 ・ヤンゴン大学(ミャンマー):留学生1名 ・王立プノンペン大学(カンボジア):留学生2名
海洋生物学特別実習-8 (公開-B5)	10月25日～10月30日	豊後水道における水産有用甲殻類の調査 ・帝京科学大学生命環境学部:学士1名 ・東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科:交換留学生1名, 博士1名, 修士1名

授業科目名等	実施期間	概要
調査実習-⑤ (公開-B6)	11月1日～11月8日	海底温泉に生息する生物群集調査 ・北里大学海洋生命科学部:准教授1名, 修士3名 ・琉球大学理学部:助教1名, 学士1名 ・神戸大学海洋底探査センター:講師1名 ・神戸大学理学研究科:JSPS特別研究員1名 ・北海道大学理学研究院:助教1名
調査実習-⑥ (公開-A8)	11月11日～11月12日	瀬戸内海のプランクトンとベントスの分布調査 ・北里大学海洋生命科学部:准教授1名, 助教1名, 修士4名, 学士4名, 職員1名 ・東北大学大学院農学研究科:准教授1名,

区 分	令和元年度		
	所属機関数	利用人数	延べ人数
学内	11	398	1,353
国立大学	17	94	299
公立大学	1	1	4
私立大学	7	69	226
大学共同利用機関法人	1	1	11
民間・独立行政法人等	18	134	262
外国の研究機関	0	0	0
(うち大学院生)		109	518
計		697	2,155

令和元年度(2019年度) 練習船共同利用拠点化における乗船実績

広島大学生物生産学部

整理 記号	航海期間	大学(含:準ずるもの)				大学外(その他)				余 席 数	延 べ 余 席 数	航 海 区 分	備考	
		広島大学内		延べ人数		広島大学外		延べ人数						研究機関・企業等
		教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計			
1901	4月13日～4月19日 (7日)	総合生命科学研究科 2 6 3 0 0 0 11	13 42 21 0 0 0 76	カセサート大学 1 0 0 0 0 0 1	7 0 0 0 0 0 7						8	57	T C	航海区分 T:教育実習航海
1902	4月22日～4月26日 (5日)	総合生命科学研究科 1 4 2 0 0 0 7	3 17 10 0 0 0 30					なぎさ水族館 0 0 1 0 0 0 1	0 0 5 0 0 0 5		8	65	R C	R:調査実習航海 S:社会貢献航海 D:入渠補修工事
1903	5月11日～5月11日 (1日)	総合生命科学研究科 2 1 11 0 0 0 14	2 1 11 0 0 0 14								6	6	T C	共同利用区分 単位認定を伴う 他大学利用
1904	5月15日～5月17日 (3日)	総合生命科学研究科 1 5 3 0 0 0 9	3 15 9 0 0 0 27								11	33	T C	C:混乗 I:単独
1905	5月20日～5月30日 (11日)	総合生命科学研究科 2 2 4 1 0 0 9	22 22 44 11 0 0 99	東京大学 1 1 0 0 0 0 2 京都大学 1 1 0 0 0 0 2 神戸大学 0 0 0 0 1 0 1	6 11 0 0 0 0 17 6 11 0 0 0 0 17 0 0 0 0 6 0 6	国立科学博物館 0 0 2 0 0 0 2 国立極地研究所 0 0 1 0 0 0 1 新江ノ島水族館 0 0 1 0 0 0 1 沖縄美ら海水族館 0 0 1 0 0 0 1 海洋研究開発機構 0 0 1 0 0 0 1 黒潮生物研究所和歌山研究室 0 0 1 0 0 0 1	0 0 17 0 0 0 17 0 0 11 0 0 0 11 0 0 11 0 0 0 11 0 0 6 0 0 0 6 0 0 6 0 0 0 6 0 0 6 0 0 0 6		0	0	T C	その他の共同利用 CO:便乗		
1906	6月2日～6月7日 (6日)			高知大学 2班×2日 2 0 32 0 0 0 34	4 0 64 0 0 0 68						0	0	T I	教:教員・教諭 院:大学院生 学:学部学生・研究生
1907	6月12日～6月15日 (4日)			福山大学 2班×1日 4 0 26 0 0 0 30	4 0 26 0 0 0 30						0	0	T I	職:事務員・技官 研:研究員・調査員 般:社会人 他:報道・マスコミ その他
1908	6月16日～6月16日 (1日)	総合生命科学研究科 2 1 11 0 0 0 14	2 1 11 0 0 0 14								6	6	T C	
1909	6月17日～6月19日 (3日)	総合生命科学研究科 1 7 3 0 0 0 11 教育室 0 0 0 0 1 1 12	3 21 9 0 0 0 33 0 0 0 0 3 3 36								8	24	R C	
1910	6月24日～6月28日 (5日)	総合生命科学研究科 1 3 2 0 0 0 6	5 14 10 0 0 0 29	明治大学 0 1 0 0 0 0 1	0 4 0 0 0 0 4	ふくしま科学博物館 0 0 3 0 0 0 3	0 0 11 0 0 0 11		10	56	T C			
1911	6月29日～6月29日 (1日)	総合生命科学研究科 1 0 12 0 0 0 13	1 0 12 0 0 0 13								7	7	T C	
1912	7月8日～7月12日 (5日)	総合生命科学研究科 2 0 0 0 0 0 2 生物圏科学研究科 0 4 0 0 0 0 4 6	10 0 0 0 0 0 10 0 20 0 0 0 0 20 30	神戸大学 1 0 0 0 0 0 1 東京大学 1 1 0 1 0 0 3 慶應義塾大学 1 0 0 0 0 0 1	5 0 0 0 0 0 5 1 5 0 5 0 0 11 5 0 0 0 0 0 5	国立水気病総合研究センター 0 0 1 0 0 0 1	0 0 5 0 0 0 5		8	60	R C			
1913	7月14日～7月21日 (8日)	総合生命科学研究科 1 4 4 0 0 0 9	8 30 32 0 0 0 70	早稲田大学 1 4 2 1 0 0 8	6 32 16 8 0 0 62	NPO日本水中科学協会 0 0 2 0 0 0 2	0 0 12 0 0 0 12		1	16	T C			
1914	7月25日～7月26日 (2日)					安田女子中学高等学校 2 18 0 0 0 0 20	4 36 0 0 0 0 40		0	0	S I			



令和元年度(2019年度) 練習船共同利用拠点化における乗船実績

広島大学生物生産学部

整理 記号	航海期間	大学(含:準ずるもの)				大学外(その他)				余 席 数	延 べ 余 席 数	航 海 区 分	備考			
		広島大学内		延べ人数		広島大学外		延べ人数						研究機関・企業等	延べ人数	
		教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計							
1922	9月10日～9月10日 (1日)	総合生命科学研究科 6 0 0 0 4 10	6 0 0 0 4 10			DAIJO株式会社 0 0 0 0 3 3 Crea Works & Co. 0 0 0 0 2 2			0 0 0 0 3 3 0 0 0 0 2 2	5 5	5 5	R C				
1923	9月17日～9月20日 (4日)	総合生命科学研究科 1 2 0 0 0 3 教育学部 0 0 1 0 0 1	4 8 0 0 0 12 0 0 4 0 0 4	福山大学 0 0 10 0 0 10 広島県立大学 0 0 1 0 0 1	0 0 40 0 0 40 0 0 4 0 0 4					5	20	T C	航海区分 T: 教育実習航海 R: 調査実習航海 S: 社会貢献航海 D: 入渠補修工事			
1924	9月23日～9月27日 (5日)			香川大学 2 4 6 0 0 12	4 8 12 0 0 24					0	0	T I	共同利用区分 単位認定を伴う 他大学利用			
1925	9月30日～10月8日 (9日)	総合生命科学研究科 1 9 4 0 0 14 環境安全センター 1 0 0 0 0 1 総合科学部 1 0 0 0 0 1	9 63 36 0 0 108 9 0 0 0 0 9 9 0 0 0 0 9	倉敷芸術科学大学 0 1 2 0 0 3	0 9 18 0 0 27	松下真珠養殖場 0 0 1 0 0 1			0 0 9 0 0 9	0	18	T C	その他の共同利用 C: 混乗 I: 単独			
1926	10月9日～10月11日 (3日)	総合生命科学研究科 1 3 2 0 0 6	3 9 6 0 0 18	AIMS留学生 0 0 9 0 0 9 PEACE留学生 0 0 4 0 0 4	0 0 27 0 0 27 0 0 12 0 0 12					1	3	T C	乗船者区分 CO: 便乗			
1927	10月15日～10月21日 (7日)	総合生命科学研究科 2 6 5 0 0 13	11 38 35 0 0 84							7	56	T C	教: 教員・教諭 院: 大学院生 学: 学部学生・研究生 職: 事務員・技官 研: 研究員・調査員 般: 社会人 他: 報道・マスコミ その他			
1928	10月25日～10月30日 (6日)	総合生命科学研究科 1 4 3 1 0 9	6 24 18 6 0 54	帝京科学大学 0 0 1 0 0 1 東京海洋大学 0 2 1 0 0 3	0 0 4 0 0 4 0 12 6 0 0 18	なぎさ水族館 0 0 1 0 0 1 和歌山県立自然博物館 0 0 1 0 0 1			0 0 6 0 0 6 0 0 6 0 0 6	5	32	T C				
1929	11月1日～11月8日 (8日)	総合生命科学研究科 2 3 2 0 0 7	16 24 16 0 0 56	北里大学 1 3 0 0 0 4 琉球大学 1 0 1 0 0 2 神戸大学 1 0 0 1 0 2 北海道大学 1 0 0 0 0 1	8 24 0 0 0 32 8 0 8 0 0 16 5 0 0 8 0 13 8 0 0 0 0 8	新江ノ島水族館 0 0 2 0 0 2 いおワールドかごしま水族館 0 0 1 0 0 1 国立科学博物館 0 0 1 0 0 1			0 0 16 0 0 16 0 0 4 0 0 4 0 0 5 0 0 5	0	10	T C				
1930	11月11日～11月12日 (2日)	総合生命科学研究科 0 2 0 1 0 3	0 4 0 2 0 6	北里大学 2 4 4 0 0 11 東北大学 1 0 0 0 0 1	4 8 8 0 2 22 2 0 0 0 0 2	横浜・八景島シーパラダイス 0 0 1 0 0 1 なぎさ水族館 0 0 1 0 0 1 加茂水族館 0 0 1 0 0 1			0 0 2 0 0 2 0 0 2 0 0 2 0 0 2 0 0 2	2	4	T C				
1931	11月13日～11月13日 (1日)	総合生命科学研究科 0 3 27 0 0 30	0 3 27 0 0 30							0	0	T C				
1932	11月14日～11月16日 (3日)	総合生命科学研究科 2 6 8 0 0 16	5 16 24 0 0 45							4	15	T C				
1933	11月18日～12月12日 (25日)									0	0	D				
1934	1月18日～1月19日 (2日)	総合生命科学研究科 0 0 15 0 0 15	0 0 30 0 0 30							5	10	T C				
1935	1月25日～1月26日 (2日)	総合生命科学研究科 0 0 18 0 0 18	0 0 36 0 0 36							2	4	T C				

令和元年度(2019年度) 練習船共同利用拠点化における乗船実績

広島大学生物生産学部

整理 記号	航海期間	大学(含:準ずるもの)				大学外(その他)				余 席 数	延 べ 余 席 数	航 海 区 分	備 考	
		広島大学内		延べ人数		広島大学外		延べ人数						研究機関・企業等
		教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計
1936	1月30日 ~ 1月31日 ( 2 日)	総合生命科学研究科 1 7 5 0 0 13	2 14 10 0 0 26									7	14	C
1937	2月1日 ~ 2月2日 ( 2 日)	総合生命科学研究科 0 0 20 0 0 20	0 0 40 0 0 40									0	0	C
1938	2月20日 ~ 2月28日 ( 9 日)	生物生産学部 0 0 7 0 0 7 工学部 0 0 1 0 0 1 8	0 0 63 0 0 63 0 0 9 0 0 9 72									12	108	C
		教 院 学 研 職 計 41 87 262 3 5 398 広島大学内	教 院 学 研 職 計 162 394 771 19 7 1353 広島大学内 延べ人数	教 院 学 研 職 計 22 22 115 4 1 164 広島大学外	教 院 学 研 職 計 83 124 293 27 2 529 広島大学外 延べ人数			教 院 学 研 職 計 4 61 24 40 6 135 大学外	教 院 学 研 職 計 6 79 142 40 6 273 大学外 延べ人数	余席 133	延べ 余席 656			

合計 67 109 377 31 6 61 40 6 697

(内外国人 34人)

延べ人数合計 251 518 1064 188 9 79 40 6 2155



※ 北里大学・海洋実習(12月)はカリキュラム変更により今年度は実施しない。

改正1 1913公開B4 海洋生物学特別実習-5(7/16~23)を2日間前倒し、(7/14~21)に変更した。

改正1 1922教育10 乗船実習-2(9/5~13)削除。乗船実習履修学生少数(28名)のため、実習を3回から2回に削減、乗船実習-3(2/20~28)を2に修正した。  
上記航海削除期間に研究科長視察航海(9/10~11)検討中

改正2 1922公開A5 一般海洋観測(9/10~11)を1日削除し、(9/10)とした。

改正2 1929公開B6 調査航海(11/1~7)を1日追加し、(11/1~8)とした。

改正2 1932公開B7 教育航海(11/14~16)を3日追加した。

## 第3章

# 共同利用の実施に係る 経費

## 特別経費(教育関係共同利用実施分)

(千円)

費 目	金 額
コーディネート担当職員(事務系)人件費	600
広報関係費	50
共同利用運営協議会開催費	150
観測機器整備費	2,000
実習設備費	1,000
実習消耗品費	981
計	4,781

# 第4章

## 共同利用に係る 検討会議の状況

## 広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会

日 時： 令和2年1月8日（水）14：00～16：25

場 所： 広島大学生物生産学部 第三会議室（C305）

出席者： 足立（高知大学農林海洋科学部・教授），満谷（福山大学生命工学部・教授），広瀬（北里大学海洋生命科学部・助教），平山（豊潮丸運営委員会委員長・講師），中口（船長・准教授），小池（教授），若林（准教授）

陪席者： 坂井（豊潮丸運営委員会委員・教授），岡村（支援室・室長），真田（支援室・副室長），清水（支援室・主査），本多（支援室・契約一般職員）

協議・報告事項等は以下のとおりである。

1. 共同利用航海について
  - (1) 令和元年度の取組報告
    - ① 「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」
    - ② 高知大学「海洋観測実習」
    - ③ 福山大学「フィールド生態環境実習」
    - ④ 香川大学「一般海洋観測」
    - ⑤ 北里大学「瀬戸内海のプランクトン・ベントスの分布調査」
  - (2) 令和2年度の取組予定  
「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」
2. 豊潮丸運航計画等（共同利用実績等を含む）について
  - (1) 令和元年度実績（予定含む）
  - (2) 令和2年度計画(案)
3. 教育関係共同利用拠点経費について
  - (1) 令和元年度の執行状況（予定含む）
  - (2) 令和2年度の執行計画
4. その他
  - (1) 豊潮丸の組織について
  - (2) 悪天候時（災害防止）マニュアル制定について
  - (3) 広島大学キャンパス全面禁煙への対応について
  - (4) 広島大学コミュニケーションマーク廃止に伴う船体表記の変更について
  - (5) 女子学生（・女性研究者）乗船への対応について
  - (6) 委員任期満了後の再任について

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会委員名簿

所 属	役 職	氏 名	任期満了の日	備考
統合生命科学研究科・ 生物生産学部	議長（運営委 員会委員長） ・講師	平山 真	職指定	第1号委員
生物生産学部附属練習船 豊潮丸	副議長 船長・准教授	中口 和光	職指定	第2号委員
統合生命科学研究科・ 生物生産学部	教授	小池 一彦	～2020.3.31	第3号委員
統合生命科学研究科・ 生物生産学部	准教授	若林 香織	～2020.3.31	第3号委員
高知大学 農林海洋科学部	教授	足立 真佐雄	～2020.3.31	第4号委員
福山大学 生命工学部	教授	満谷 淳	～2020.3.31	第4号委員
香川大学 瀬戸内圏研究センター	教授	一見 和彦	～2020.3.31	第4号委員
北里大学 海洋生命科学部	助教	広瀬 雅人	～2020.3.31	第4号委員

# 参 考 资 料

# 1. 教育関係共同利用拠点に関する法令等

## (1) 教育関係共同利用拠点制度について

### 教育関係共同利用拠点制度について

#### 《制度の趣旨》

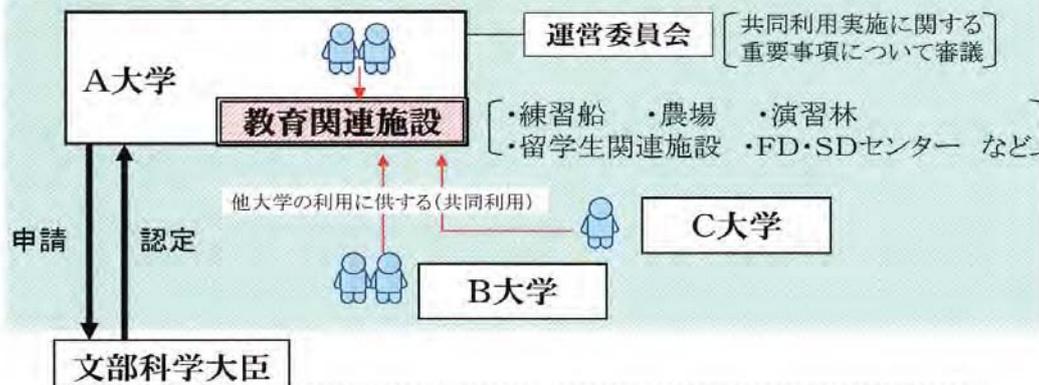
多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設し(「教育関係共同利用拠点」。21年9月より施行\*)、大学間連携を図る取組を一層推進。

\*「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

#### 《制度の概要》



#### 【認定基準】

- 大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
- 利用する大学を広く募集するものであること
- 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること など

#### 《中教審での審議状況》

- ・21年7月～8月 全国共同利用検討WGにて、改正内容に関して審議。
- ・22年8月22日 大学規模・大学経営部会に、制度の改正について報告。

## (2) 学校教育法施行規則(抜粋)

(略)

### 第9章 大学

#### 第1節 設備, 編制, 学部及び学科

第142条 大学(大学院を含み, 短期大学を除く。以下この項において同じ。)の設備, 編制, 学部及び学科に関する事項, 教員の資格に関する事項, 通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は, 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号), 大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号), 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)の定めるところによる。

2 短期大学の設備, 編制, 学科, 教員の資格, 通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は, 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和57年文部省令第3号)の定めるところによる。

第143条 教授会は, その定めるところにより, 教授会に属する職員のうちの一部の者をもつて構成される代議員会, 専門委員会等(次項において「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は, その定めるところにより, 代議員会等の議決をもつて, 教授会の議決とすることができる。

第143条の2 大学における教育に係る施設は, 教育上支障がないと認められるときは, 他の大学の利用に供することができる。

2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において, 当該施設が大学教育の充実に特に資するときは, 教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

第143条の3 大学には, 学校教育法第96条の規定により大学に附置される研究施設として, 大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは, 共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

(略)

### (3) 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程 (平成21年8月20日文科科学省告示第155号)

(趣旨)

第1条 学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第143条の2第2項の規定に基づく教育関係共同利用拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(認定の基準)

第2条 規則第143条の2第2項に規定する教育関係共同利用拠点(以下「拠点」という。)の認定の基準は次のとおりとする。

- (1) 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- (2) 拠点の認定を受けようとする施設(以下「申請施設」という。)が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- (3) 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会(この条及び次条において「運営委員会」という。)を置き、この委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。
  - イ 当該申請施設の職員
  - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
  - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者
- (4) 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。
- (5) 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。
- (6) 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。
- (7) 申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。
- (8) 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

(認定の申請)

第3条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- (1) 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- (2) 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの
- (3) 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- (4) 運営委員会の規則及び名簿
- (5) 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類
- (6) 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類
- (7) 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類
- (8) 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- (9) その他第2条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手續)

第4条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第5条 拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

(1) 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

(2) 当該施設を廃止しようとするとき。

(3) 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第6条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後3月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第7条 文部科学大臣は、拠点が第2条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき又は第5条第2号若しくは第3号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第8条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

## (4) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について(通知)

21年文科高第38号  
平成21年8月27日

各国公立大学長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各公立大学法人の理事長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放送大学学園理事長

殿

文部科学省高等教育局長

徳 永 保

### 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について (通知)

このたび、別添1とおおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成21年文部科学省令第30号)が、また、別添2のおおり、教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程(平成21年文部科学省告示第155号)が、それぞれ平成21年8月20日に公布され、平成21年9月1日から施行されることとなりました。

今回創設される教育関係共同利用拠点制度は、多様化する社会と学生のニーズに応えつつ質の高い教育を提供していくために、各大学の有する人的・物質資源の共同利用等を推進することで大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援するものです。

既に教育課程の共同実施制度や学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が施行されているところですが、各大学におかれては、下記に示す今回の新たな制度の詳細について十分ご了知いただき、同制度をご活用いただくようお願い致します。

なお、文部科学大臣への申請様式や対象施設、施設の種類等に応じた認定基準等、申請手続きにあたり必要な事項や今後の申請スケジュール等については、別途お知らせします。

#### 記

第1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成21年文部科学省令第30号)の概要

- (1) 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができること。(第143条の2第1項関係)
- (2) (1)の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点(以下「拠点」という。)として文部科学大臣の認定を受けることができること。(第143条の2第2項関係)

## 第2 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成21年文部科学省告示第155号）の概要

### （1）趣旨（第1条関係）

拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによること。

### （2）認定基準（第2条関係）

拠点の認定の基準は次の①～⑧の要件に適合するものであること。

- ① 学生に対する教育，学生の修学等の支援，教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって，大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。（第1号）
- ② 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が，他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずる学内規程等に記載されていること。新設の施設の場合にあつては，当該施設が設置された際に学内でどのような位置づけを有するのか明らかにすること。（第2号）
- ③ 開かれた運営体制を確保し，幅広い意見を拠点の運営等に反映させられるため，申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ，共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として，次に掲げる委員で組織する運営委員会を置いていること。また，その際，この委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。なお，「申請施設の運営について権限を有する者」に具体的に該当する者については，各大学において実態に即して判断することとする。また，この委員については，学外者であることが望ましいこととする。（第3号）

イ 当該申請施設の職員

ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者

ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

- ④ 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。なお，近隣の大学のみによる共同利用も許容されることとする。また，当該施設を利用する機関は大学のみ限定されるものではなく，各大学の判断で，大学以外に高等専門学校や専門学校等にも拠点の利用を認めることができるものであることとする。（第4号）
- ⑤ 申請施設の種類等に応じ，共同利用に必要な設備，要件及び資料，データベース等を備えていること。（第5号）
- ⑥ 申請施設を利用する大学に対し，申請施設の利用に関する技術的支援，必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。（第6号）
- ⑦ より多くの大学の利用を図り，成果を広く発信するという観点から，申請施設の利用の方法及び条件，利用可能な設備及び資料等の状況，申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。（第7号）
- ⑧ 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。なお，望ましい具体的な利用大学数については，申請施設の種類等に応じて判断することとする。（第8号）

### （3）認定の申請（第3条関係）

申請施設を置く大学の学長は，申請書に次の①～⑨の書類を添えて，文部科学大臣に申請すること。

- ① 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類（第1号）

- ② 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの（第2号）
- ③ 申請施設の名称，目的，所在地その他の概要を説明する書類（第3号）
- ④ 運営委員会の規則及び名簿（第4号）
- ⑤ 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類（第5号）
- ⑥ 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類（第6号）
- ⑦ 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類（第7号）
- ⑧ 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類（第8号）
- ⑨ その他第2条に規定する基準に適合することを説明する書類（第9号）

(4) 認定の手續（第4条関係）

文部科学大臣は，申請があった場合には，当該申請に係る認定をするかどうかを決定し，当議申請をした大学の学長に対し，速やかにその結果を通知するものとする。また，当該認定を行う場合において，その有効期間を定めるものとする。なお，有効期間については，各施設ごとに認定の際に判断することとする。

(5) 変更及び廃止等の届出（第5条関係）

拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は，次に掲げる場合には，あらかじめ，その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- ① 当該施設の名称，目的又は所在地を変更しようとするとき。
- ② 当該施設を廃止しようとするとき。
- ③ 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(6) 文部科学大臣への報告等（第6条関係）

学長は，毎年度，当該年度における共同利用の実施計画を定め，当該年度の開始前に，文部科学大臣に提出するものとする。また，学長は，毎年度終了後3ヶ月以内に，当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ，文部科学大臣に提出するものとする。

(7) 認定の取消し（第7条関係）

文部科学大臣は，拠点が(2)に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は(5)②若しくは③の届出を大学から受けたときは，認定を取り消すことができる。

(8) 認定等の公表（第8条関係）

文部科学大臣は，拠点の認定をし，又はこれを取り消したときは，インターネットの利用その他適切な方法により，その旨を公表するものとする。

(9) 施行期日（附則関係）

教育関係共同利用拠点制度は，平成21年9月1日から実施するものであること。

## 2. 共同利用に関する広島大学の規則

### (1) 練習船豊潮丸運営内規

○広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規

平成16年4月26日

学部長決裁

改正 平成18.3.7, 平成21.4.20, 平成22.9.27, 平成23.8.24, 平成24.5.21, 平成24.6.21, 平成27.9.28, 平成29.1.23  
平成30.2.15, 平成31.4.15

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第13条第2項の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸(以下「豊潮丸」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 豊潮丸は、水産学、海洋学並びに広く生物生産学に関する教育研究を行い、これらの分野において貢献できる人材を育成するとともに、社会の発展に寄与することを目的とする。

(共同利用)

第3条 豊潮丸は、学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第10号)第143条の2に基づき、他の大学等の利用に供することができる。

2 前項の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(船員)

第4条 豊潮丸に、広島大学船員就業規則(平成16年4月1日規則第79号)第2条に規定する船員を置く。

2 船員のうち船長及び首席一等航海士は、教員をもって充てる。

3 船長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

4 船員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 豊潮丸に、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第6条 運営委員会は、次に掲げる構成員で組織する。

(1) 豊潮丸船長

(2) 副学部長(総務担当)

(3) 広島大学生物生産学部長(以下「学部長」という。)が指名する者若干人

2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第3号の委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第3号の委員の任期は、学部長の任期を超えないものとする。

第7条 運営委員会は、豊潮丸に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 船員（船長及び首席一等航海士は除く。）の人事に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 運航計画に関すること。
- (5) 基地施設及び棧橋に関すること。
- (6) 船内の利用環境に関すること。
- (7) その他豊潮丸の運営に関すること。

第8条 運営委員会に委員長を置き、委員のうちから学部長が指名する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

第9条 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 豊潮丸の事務は、生物学系支援室において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、豊潮丸に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月7日 一部改正）

この内規は、平成18年4月1日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成21年4月20日 一部改正）

この内規は、平成21年4月20日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月27日 一部改正）

この内規は、平成22年9月27日から施行する。

附 則（平成23年8月24日 一部改正）

この内規は、平成23年8月24日から施行する。

附 則（平成24年5月21日 一部改正）

この内規は、平成24年5月21日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月21日 一部改正）

この内規は、平成24年6月21日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月28日 一部改正）

この内規は、平成27年9月28日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生

産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月23日 一部改正）

この内規は、平成29年1月23日から施行する。

附 則（平成30年2月15日 一部改正）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月15日 一部改正）

この内規は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

## ( 2 ) 練習船豊潮丸共同利用細則

○広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則

平成22年9月27日

学部長決裁

改正 平成28.4.18, 平成29.1.23, 平成30.9.3, 平成31.4.15

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規(平成16年4月26日学部長決裁。以下「運営内規」という。)第3条第2項の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸(以下「豊潮丸」という。)の共同利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、「共同利用」とは、他の大学(外国の大学を含む。)又は高等専門学校(以下「他大学等」という。)が教育課程上の実習等を行うため豊潮丸を利用すること(単位認定を含む。)をいう。

(共同利用運営協議会)

第3条 豊潮丸に、共同利用の実施に関する事項を審議するため、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

第4条 運営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営委員会委員長(以下「運営委員会委員長」という。)
- (2) 豊潮丸船長
- (3) 広島大学生物生産学部(以下「本学部」という。)の担当を命じられている教員のうちから、広島大学生物生産学部長(以下「学部長」という。)が指名する者若干人
- (4) 広島大学以外の大学又は高等専門学校に所属する練習船の共同利用に関する有識者若干人

2 前項第3号及び第4号の委員は、学部長が任命又は委嘱する。

3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第3号及び第4号の委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 運営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 豊潮丸の共同利用に係る公募及び選考に関すること。
- (2) 豊潮丸の共同利用に係る運航計画に関すること。
- (3) 豊潮丸の共同利用に係る利用環境に関すること。
- (4) その他豊潮丸の共同利用に関すること。

第6条 運営協議会に議長を置き、運営委員会委員長をもって充てる。

2 議長は、運営協議会を主宰する。

3 運営協議会に副議長を置き、第4条第1項第2号及び第3号の委員のうちから、議長が指名する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

第7条 運営協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 運営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 運営協議会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公募及び決定)

第9条 学部長は、適切な時期に次年度の共同利用について公募を行う。

2 共同利用については、前項の公募により応募のあった他大学等のうちから選考するものとし、運営協議会における審議を経て、学部長が決定する。

(実習等の実施)

第10条 共同利用に参加する学生への実習等の指導については、本学部の教員及び豊潮丸の船員並びに利用する他大学等の教員が行うものとする。

(損害賠償)

第11条 共同利用を行う他大学等は、その責に帰すべき事由により、豊潮丸の設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 本学部は、その責に帰さない事由により、共同利用に参加した学生等に事故が発生したときは、その損害の賠償の責を負わない。

(事務)

第12条 共同利用に関する事務は、生物学系支援室において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この細則は、平成22年9月27日から施行する。

2 この細則の施行後最初に任命又は委嘱される運営協議会委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成28年4月18日 一部改正)

この細則は、平成28年4月18日から施行し、この細則による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月23日 一部改正)

この細則は、平成29年1月23日から施行する。

附 則(平成30年9月3日 一部改正)

この細則は、平成30年9月3日から施行する。

附 則(平成31年4月15日 一部改正)

この細則は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### (3) 練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ

平成30年 7月20日

学部長決裁

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ

第1 この申合せは、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規（平成16年4月26日学部長決裁）第11条及び広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則（平成22年9月27日学部長決裁。以下「利用細則」という。）第13条の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸（以下「豊潮丸」という。）の共同利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 利用細則第2条に定める共同利用において、申請ができる機関及び個人は次のとおりとする。

(1) 国内外の大学又は高等専門学校（以下「他大学等」という。）

(2) 豊潮丸に乗船を希望する他大学等の学生及び航海責任者が航海計画において同乗することを認めた者（以下「学生等」という。）

（共同利用の区分）

第2 共同利用は次の区分に分けて、公募の実施又は利用申請を受け付けるものとする。

(1) 単独航海利用

教育実習航海として他大学等が航海計画を立案し、他大学等の学生が乗船定員の範囲内で教員の引率の下、実施する航海において利用する場合。

(2) 混乗航海利用

広島大学が主催する教育実習航海、調査実習航海、社会貢献航海のうち、乗船定員に余席がある航海において、航海責任者が認めた学生等が利用する場合。

（共同利用の公募）

第3 広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会（以下「運営協議会」）は、利用規則第5条1号に規定する共同利用に係る公募及び選考を行うため、毎年度、第2(1)及び(2)の区分ごとに公募要領を作成し、関係の他大学等へ周知を行うほか、生物生産学部ホームページ等を活用し、広く共同利用の公募を行うものとする。

2 公募要領には、公募内容、申込資格、申込期限、申込先、審査及び採否などの情報を記載する。

（利用申請）

第4 共同利用を希望する者は、利用の区分ごとにそれぞれ次に定める様式に必要な事項を記載し、利用申請するものとする。

(1) 単独航海利用……別記様式1

(2) 混乗航海利用……別記様式2

（利用の許可）

第5 第4(1)については、運営協議会で審査・承認後、学部長が許可を行い申請者に通

知するものとする。

- 2 第4(2)については、航海責任者が余席及び乗船について確認を行い、航海責任者が利用の可否を決定し、申請者に連絡するものとする。
- 3 利用を許可された者は、別記様式3に定める「乗船者名簿・食事表」を作成の上、航海責任者を通じて航海実施日の10日前までに豊潮丸船長に提出し、内容の確認を受けるものとする。
- 4 利用を許可された者は、別記様式4に定める「覚書」を航海実施日の原則10日前までに豊潮丸に提出するものとする。なお、「覚書」を提出しない者は乗船の許可を取り消す。

(利用にかかる経費)

第6 豊潮丸乗船に際し、利用者が負担すべき経費は別に定める。

(共同利用以外の利用)

- 第7 共同利用以外に練習船基地(棧橋)の利用に関する申請があった時は、豊潮丸船長が利用申請の可否について決定し、通知するものとする。
- 2 練習船基地(棧橋)の利用を希望する者は、原則として利用日の2日前までに別記様式5に必要事項を記載し、豊潮丸船長に利用申請するものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成30年7月21日から施行する。
- 2 この申合せの制定に伴い、「広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用に関する申し合わせ(平成29年7月4日承認)」は廃止とする。

## 附属練習船共同利用申請書(単独航海)

広島大学生物生産学部長 殿

令和 年 月 日

利用代表者(申請者)

所属機関名

職 名 等

氏 名

印

連絡先(電話番号)

Eメールアドレス

下記のとおり「附属練習船豊潮丸」を利用したく申請します。

なお、利用に際しては、乗船活動に関する保険加入を済ませ、広島大学生物生産学部「附属練習船豊潮丸」における共同利用に関する規程その他の規則等を遵守します。

利用施設	附属練習船豊潮丸			
利用計画	(目的・教育・調査研究内容等:※記入欄が不足する場合には別紙添付としてください。)			
利用希望者 (別紙添付可)	氏 名	大学・学部・学年等	加入保険の名称(必須)	乗船利用期間
使用観測機器	附属練習船豊潮丸に搭載を希望する観測機器		申請者持込み予定の観測機器	
航海責任者:所属機関連絡先(※申請者と同じ場合は記入不要)			備考欄	
航海責任者 氏名 (部署・職名) TEL Eメールアドレス	(印またはサイン)			*この申請書はPDFのメール送信でも提出できますが、その場合は乗船時に必ず本紙を持参してください。

\* 乗船活動に関する保険加入の無い場合及び覚書の提出がない場合、練習船への乗船は許可しません。

\* 乗船者名簿及び覚書を航海実施日の10日前までに提出願います。

上記の利用申請について、許可します。

令和 年 月 日

広島大学生物生産学部長

(公印省略)

附属練習船共同利用申請書(混乗航海)

広島大学生物生産学部長 殿

令和 年 月 日

利用代表者(申請者)

所属機関名

職名等

氏名

印

連絡先(電話番号)

Eメールアドレス

下記のとおり「附属練習船豊潮丸」を利用したく申請します。

なお、利用に際しては、乗船活動に関する保険加入を済ませ、広島大学生物生産学部「附属練習船豊潮丸」における共同利用に関する規程その他の規則等を遵守します。

利用施設		附属練習船豊潮丸		
航海名(整理番号)		航海責任者		
利用希望者 (別紙添付可)	氏名	所属機関・職名	加入保険の名称(必須)	乗船利用期間
使用観測機器	附属練習船豊潮丸に搭載を希望する観測機器		申請者持込み予定の観測機器	
申請者所属機関 指導教員等連絡先			備考欄	
担当者氏名 (部署・職名) TEL Eメールアドレス	(印またはサイン)			*この申請書はPDFのメール送信でも提出できますが、その場合は乗船時に必ず本紙を持参してください。

\* 乗船活動に関する保険加入の無い場合及び覚書の提出がない場合、練習船への乗船は許可しません。

\* 乗船者名簿及び覚書を航海実施日の10日前までに提出願います。

## 練習船豊潮丸 2018-00 航海 乗船者名簿

申込責任者:

	氏名	身分 (職名・学年・学生番号)	性別	緊急時連絡先 (実家・父・母等 記入の事)	加入保険の名称	現住所・携帯電話番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※ 学部外者については、「覚書」(別途様式4)を提出のこと。

※ 申込期限は出航の10日前まで。  
(食事代金=朝:300円、昼:450円、夕:450円)

練習船豊潮丸 2018-00 航海 食事申込書

申込責任者:

氏名	身分 (職名・学年・学生番号)	性別	期間 月日～月日	乗下船地 乗船～下船	/ 日			/ 日			/ 日			/ 日			/ 日			/ 日			食数	備考(食事等)			
					朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕					
1																							0				
2																								0			
3																								0			
4																								0			
5																								0			
6																								0			
7																								0			
8																								0			
9																								0			
10																								0			
11																								0			
12																								0			
13																								0			
14																								0			
15																								0			
16																								0			
17																								0			
18																								0			
19																								0			
20																								0			
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 学部外者については、「覚書」(別途様式4)を提出のこと。

※ 申込期限は出航の10日前まで。  
(食事代金=朝:300円、昼:450円、夕:450円)

令和 年 月 日

広島大学生物生産学部長 殿

覚書

令和 年 月 日から令和 年 月 日の間、豊潮丸乗船及び基地施設使用の許可を得ましたが、乗船中及び基地施設使用中、自己の不注意により事故が生じた場合、身体上・財産上の損害補償については一切自己において責任を持ち、貴学にご迷惑をお掛けいたしません。

令和 年 月 日

名前 印

(自署の場合は、押印不要)

附属練習船基地(栈橋)利用申請書								
広島大学生物生産学部長 殿				令和 年 月 日				
利用代表者(申請者)								
所属機関名								
職 名								
氏 名								
連絡先(電話番号)								
Eメールアドレス								
印								
下記のとおり「附属練習船基地(栈橋)」の一時利用をしたく申請します。 なお、利用に際し、貴学の栈橋等構造物に損害を与えた場合は、賠償責任を負い、速やかに修復することを誓約しまた、利用期間内であっても貴学から離岸の指示があった時は、速やかに出港し退避します。								
利用施設	附属練習船豊潮丸呉基地(栈橋)							
利用目的								
船舶名称								
船舶諸元	全長	m	全幅	m	喫水	m	トン数	トン
船長氏名								
栈橋利用期間	自:令和 年 月 日 ~令和 年 月 日 時 分頃入港予定 時 分頃出港予定							
備考								
船舶保険加入 (必須)	船舶保険の名称	船舶保険の内容			申請者所属機関 緊急連絡先情報			
					担当者氏名 (部署・職名) TEL Eメールアドレス			

- \*1 この利用申請書は、pdfのメール送信で受け付けるものとする。
- \*2 船舶保険加入欄は、船舶保険証券の写しをpdfで送信することでも構わないものとする。
- \*3 国の機関の船舶が利用申請する場合、船舶保険加入欄の記載は不要とする。
- \*4 個人からの利用申請は原則認めない。(国等の公的機関からの要請があれば応じる)
- \*5 利用許可の可否は、豊潮丸船長から申請者に通知する。

### 3. 豊潮丸の共同利用の概要

#### (1) 取組の趣旨・目的

本事業は、教育関係共同利用拠点としての広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸（以下「豊潮丸」という。）の効率的かつ効果的な拠点運営を支援することを目的としており、その目的を達成するために、共同利用校の拡張、教育プログラムの充実化と開発、ならびに教育設備の充実化など、瀬戸内海における里海教育の中核として豊潮丸が機能するための支援環境の整備を行い、我が国の直面する水産・環境問題、社会経済問題、および島嶼部の文化・歴史的背景に精通した人材を育成することを目標とする。

これまでも豊潮丸では、学外の学生を対象とした教育航海を通じて「瀬戸内海における人と海の関わり」と「瀬戸内海的环境としての特異性」について、水産学、海洋学、生物学、歴史民俗学、文化人類学等の多様な切り口からの理解を進め、里海がもたらす恵みとその豊かさを、実感として理解させる教育活動の実践を進めてきた。本事業は、そのような他大学に属する海洋に興味を持つ学生が航海実習・演習に正規の科目として参加できる教育機会をさらに拡張・充実化させ、大学間共同利用体制を強化することを目指すものである。

人間が里海から受ける恩恵によって成り立ってきた文化・歴史的背景や、第一次産業構造、沿岸の人間活動や開発が里海的环境および生態系に与えた影響などの諸問題を現場で理解させるフィールド教育は、一般社会人として身に付けておかねばならない海洋基本法が謳う理念の啓蒙の推進、海洋基本計画が求める人材の育成に大きく貢献しうるものである。

さらに「里海」というキーワードの下、他大学他分野の学生の専門教育の場としての意義もある。工学や環境学などの理系分野に加えて、農漁村学・ツーリズムといった社会経済学的な分野の学生にも洋上教育の場を提供することも積極的に推進し、一人一人の学生に多様な問題意識を惹起せしめることも期待できる。

また、乗船経験を経た学生にとっては、豊潮丸で過ごす数日間の洋上体験は一生の思い出となるだけでなく、その結果、水産学・海洋学そして練習船に対する良き理解者になることは間違いない。混乗による実習では複数の大学の学生が乗り合わせて、共同作業をすることにより、参加学生の視野が広がるだけでなく、コミュニケーション能力の向上を図ることができる。一方、他大学の下級生を指導する立場の本学学生にとっても、自らの専門的知識と技術の向上にはげみ、リーダーシップを培うことができる。このように、練習船ゆえの教育効果を広く供与しうることもつながる。

加えて、身近な海洋環境の多様な魅力を引き出そうとする本事業の里海教育は、フィールド教育に於ける大学間連携の新たなモデルとして注目しうるものとなるはずである。

## (2) 拠点の認定理由

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸は、平成24年7月31日付け24文科高第403号により、学校教育法施行規則第143条の2に基づき、「教育関係共同利用拠点」に認定されたものである。

教育関係共同利用拠点名は「瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点」、認定の有効期間は「平成24年7月31日～平成29年3月31日」である。

「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規定（平成21年8月20日文科科学省告示第155号）」第2条に規定されている次の認定基準を満たすものとして認定された。

また、平成28年7月29日付け28文科高第456号により、「教育関係共同利用拠点」に再認定された。認定の有効期限は「平成29年4月1日～平成34年3月31日」である。

### 【教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（抜粋）】

(認定の基準)

第2条 規則第143条の2第2項に規定する教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- (1) 学生に対する教育，学生の修学等の支援，教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって，大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- (2) 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が，他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- (3) 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ，共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として，次に掲げる委員で組織する委員会（この条及び次条において「運営委員会」という。）を置き，イの委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。
  - イ 当該申請施設の職員
  - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
  - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者
- (4) 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。
- (5) 申請施設の種類等に応じ，共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。
- (6) 申請施設を利用する大学に対し，申請施設の利用に関する技術的支援，必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。
- (7) 申請施設の利用の方法及び条件，利用可能な設備及び資料等の状況，申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。
- (8) 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

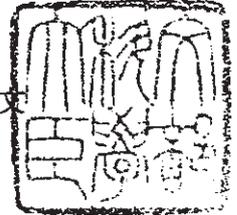


24文科高第403号  
平成24年7月31日

広島大学

学長 浅原 利正 殿

文部科学大臣 平野 博文



### 教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第143条の2に基づき、貴学の「広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

なお、教育関係共同利用拠点審査委員会等における審査において、下記3のとおり意見がありましたので、今後の拠点活動の参考としてください。

### 記

#### 1. 教育関係共同利用拠点名

「瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点（広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸）」

#### 2. 認定の有効期間

平成24年7月31日～平成29年3月31日

#### 3. 特記事項

これまでの共同利用の実績や多数の利用が見込まれる点は評価できる。瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点としての今後の活動を期待する。

28文科高第456号

平成28年7月29日

広島大学

学長 越智 光夫 殿

文部科学大臣 馳 浩



### 教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第143条の2の規定に基づき、貴学の「生物生産学部附属練習船豊潮丸」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

なお、教育関係共同利用拠点審査委員会等における審査において、下記3のとおり意見がありましたので、今後の拠点活動の際に留意してください。

#### 記

1. 教育関係共同利用拠点名

「瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点（生物生産学部附属練習船豊潮丸）」

2. 認定の有効期間

平成29年4月1日 ～ 平成34年3月31日

3. 特記事項

教育関係共同利用拠点としての活動を行うにあたっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 近年の全受講者に占める女子学生の割合等の増加を踏まえると、女性の施設利用に支障がない環境の充実が求められる。そのため、運営委員会の女性委員比率を高め、女性に配慮した環境づくりに一層努めることが望まれる。
- (2) 運営委員会等での議論を踏まえた教育の質向上に資する取組については、その成果を積極的に広報し、教育関係共同利用拠点の充実に努めること。

以上

### (3) 取組計画

練習船豊潮丸では、平成24年に「教育関係共同利用拠点」(以下「教育拠点」)の認定を受けたことを契機に、広大な「里海」である瀬戸内海の中央部に位置する利点を生かし、海洋環境や水産生物の生産過程ならびに「里海」と沿岸住民との持続的共存に関する学習の機会を、全国の大学および高等専門学校等に提供するための教育機能および共同利用体制を強化させる取り組みを進めてきた。

そこで本事業では、共同利用を推進させるこれまでの取り組み事業を基盤として維持・継承しつつ、他大学等の学生の乗船機会を拡大させ、学生一人一人の個性を伸ばし得るような発展的学習の機会を提供する教育拠点としての新展開を目指す。具体的には、1) 年間150日を越える運航実績(整備航海を除く)、2) 年間約700名の乗船者、3) すべての大学間連携航海(単独航海と他大学向け混乗航海)の計画通りの実施、4) 年間150名を越える他大学利用、の4点を従来と同様に維持させつつ、5) 他大学学生の乗船機会の拡大と、より高度な学習機会を求める再乗船学生(学習リピーター)への対応を主眼に置いた取り組みを進める。

瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点体制強化事業の一層の充実  
 <事業期間における年度別の取組内容>



## (4) 実施体制

豊潮丸の管理運営、船員の人事、予算・決算など運営に関する必要事項については、豊潮丸の船長と支援室長および学部教員4名から構成された「豊潮丸運営委員会」が、共同利用に関しては、学内委員4名、学外委員4名からなる「豊潮丸共同利用運営協議会」がそれぞれ審議・決定している。

豊潮丸には、船長以下、3名の航海士、機関長、2名の機関士および機関員、2名の甲板員、通信長、司厨長の、合計12名の船員が配置されている。このうち、2名は海事職教員（船長：准教授、首席一等航海士：助教）である。演習・実習の教育に際しては、海事職教員2名の責任の下、豊潮丸船員が中心となり、観測調査作業、海洋生物採集作業等の指導にあたる。

連携教育機関が実施する単独航海については、利用大学の引率教員、海事職教員が共に教育指導にあたる。残りの豊潮丸船員が利用大学の教員・学生の教育・実習の支援を行う。

また、広島大学が主催し学外学生を対象とした混乗航海「里海フィールド演習」および「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」では、生物生産学部（大学院統合生命科学研究科）に属する担当陸上教員が、豊潮丸船員と共に実習の指導にあたる。

豊潮丸の運航および共同利用に関する事務は、生物学系支援室が一括して管理する。なお、そのうち演習・実習に必要な機器等の管理、共同利用航海における現場教育の補助、学外からの共同利用航海への問い合わせ、拠点活動に特化した事務等は、コーディネータ担当事務系職員が担当する。

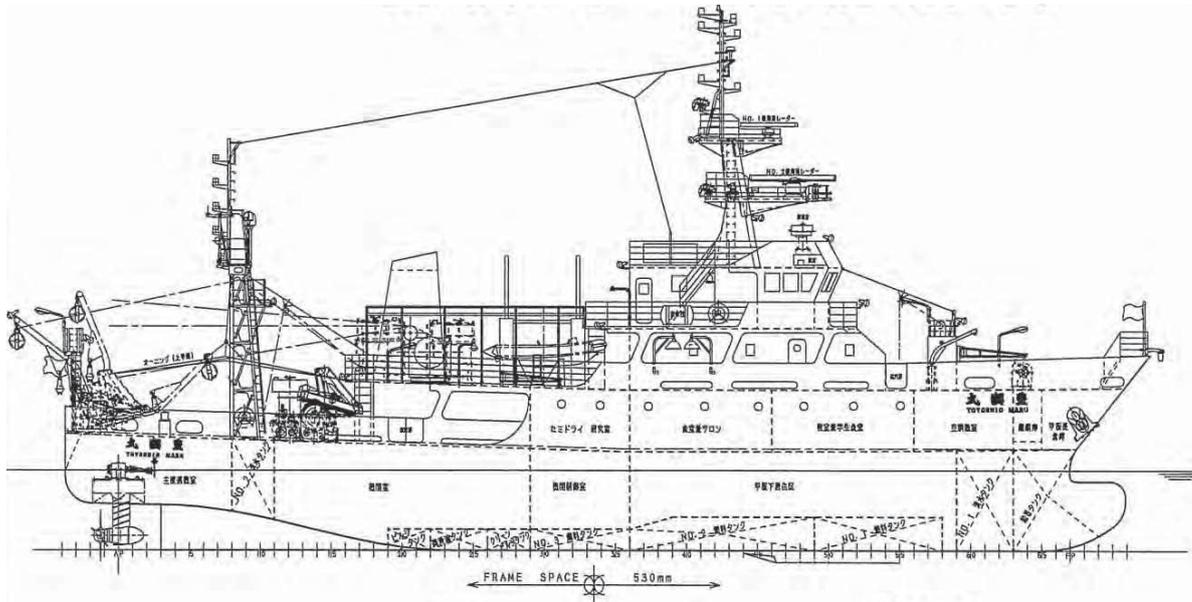
## 4. 豊潮丸の概要

### 主要目

船名	豊潮丸
所有者	国立大学法人 広島大学
船舶番号	第140428号
信号符号	7JBU
漁船登録番号	HS1-24
IMO番号	9384423
船種	汽船（練習船）
船級	JG
船籍港	広島県呉市
船質	鋼
造船所	三井造船株式会社 玉野事業所
竣工年月日	平成18年11月29日

長さ（全長）	40.5m
長さ（垂線間長）	35.5m
幅（型）	8.5m
深さ（型）	3.7m
総トン数	256.0トン
国際総トン数	400.0トン
純トン数	120.0トン
航海速力	10.0ノット
航続距離	2,900マイル
航行日数	10日
最大搭載人員	32名（船員12名／教員2名／学生18名）
臨時定員	62名（平水6時間未満）

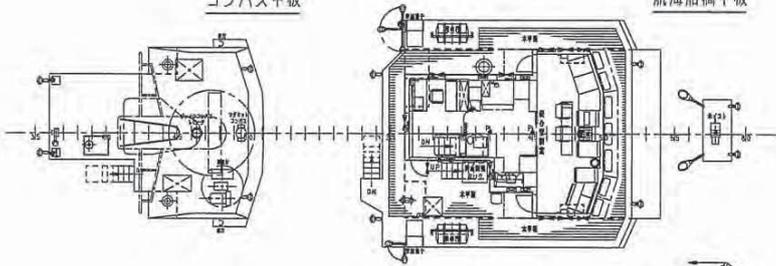
燃料油タンク	71.20m <sup>3</sup>
清水タンク	41.60m <sup>3</sup>



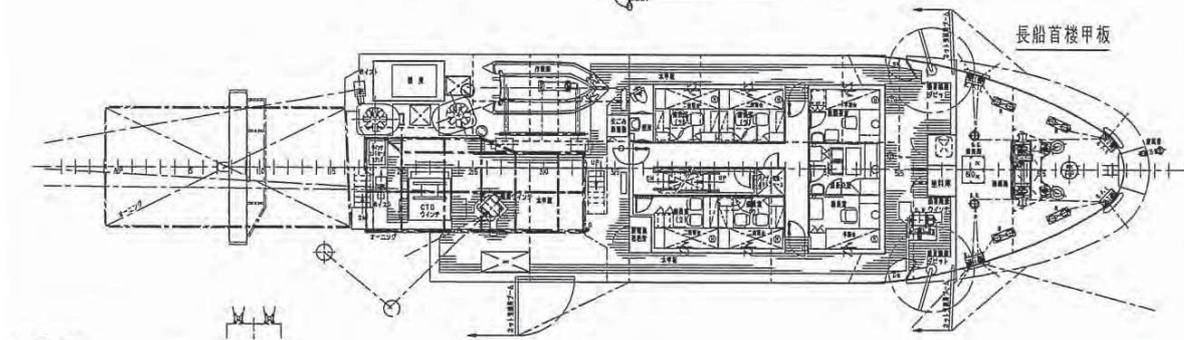
- \_\_\_\_\_ コンパス甲板
- \_\_\_\_\_ 航海船橋甲板
- \_\_\_\_\_ 長船首楼甲板
- \_\_\_\_\_ 上甲板
- \_\_\_\_\_ 船倉

コンパス甲板

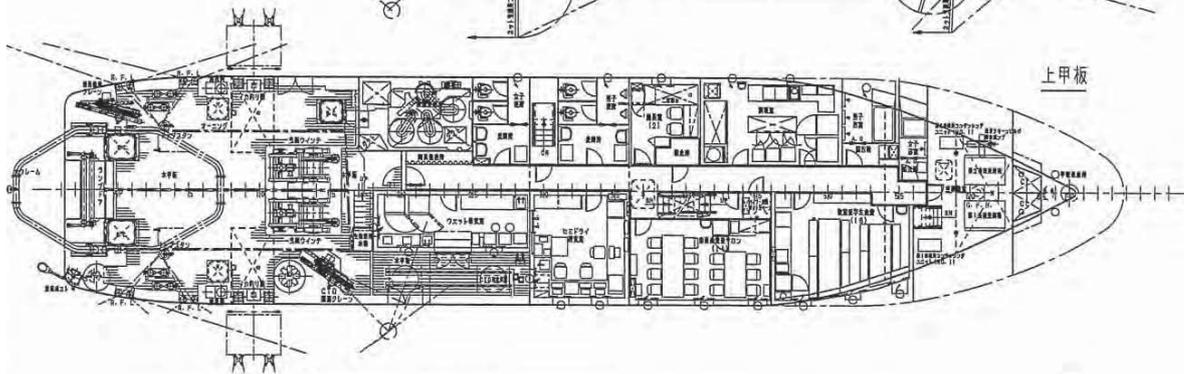
航海船橋甲板



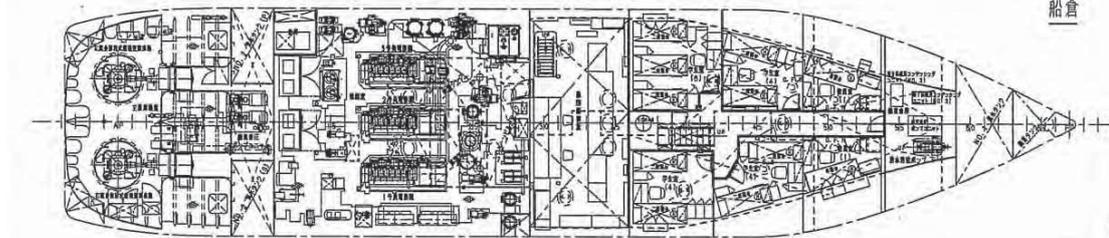
長船首楼甲板



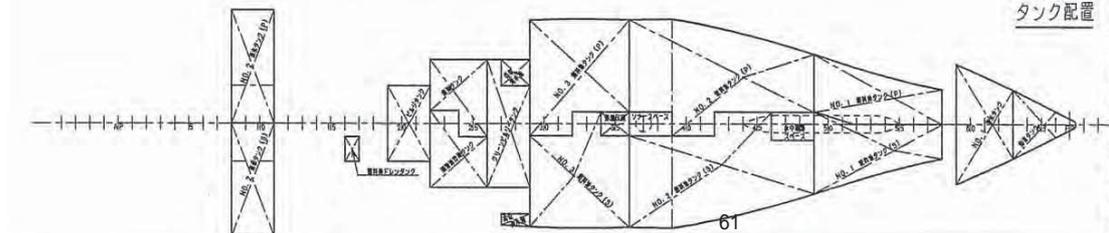
上甲板



船倉



タンク配置



## 航海区画

航海に関する操作・監視設備を集約している。操縦盤で推進装置、可変ピッチプロペラを操作する。海図室区画に船舶電話・ファックスを設置している。

マグネットコンパス (投影式)	R 1 6 5 A	布谷精器
ジャイロコンパス	T G - 8 0 0 0	T O K I M E C K
サテライトコンパス	S C - 1 1 0	古野電気
レーダ Sバンド	F A R - 2 1 2 7 - 2 0 A F	古野電気
レーダ Xバンド	F A R - 2 1 2 7 S - 3 0 A F	古野電気
DGPS航法装置	G P - 1 5 0	古野電気
電子海図 ECDIS	E C - 7 0 0 0	古野電気
自動気象観測装置		日本E I
国際船舶自動識別装置	F A - 1 5 0	古野電気
音響測深器	F E - 7 0 0	古野電気
デジタル水温計	T I - 2 0	古野電気
船舶用水晶親時計装置	T X S - 1 2 S	古野電気
電磁ログ	E M L 5 0 0	Y O K O G A W A
カラー魚群探知機	F C V - 1 5 0 0 L	古野電気
カラースキニングソナー	F S V - 3 0	古野電気
高機能魚群探知機	F C V - 3 0	古野電気



## 機関区画

機関制御室及び機関室並びに主推進機室を有し、機関室に設置された自動制御発電機3台により推進用電力をはじめ船内の全ての電力需要に応じた電力を供給し、各発電機関の最適負荷にて運航する。機関室や機関制御室においては、発電機関や推進装置をはじめ全ての機器において始動停止操作及び制御を行うことができ、機関制御室ではデータロガーによる各機器の温度・圧力等の計測・監視・記録を行なうとともに、統合制御システムによる推進機を含めた機関部全般機器の制御を行う。また、主配電盤により、各発電機の周波数・電圧の制御ならびに並列運転・負荷分担や、負荷状態に合わせた自動始動・停止を行うことができる（パワーマネジメント）。主推進機室には電気推進装置が設置され、全旋回式縦軸型推進機が推進電動機により駆動される。

発電機関	6NY16L-EN	ヤンマー
発電機	NTAKL-VEK	西芝電機
推進電動機	NTIKE-RCK5	西芝電機
推進機	KST-130ZC/ADN	川崎重工業
クラゲ除去装置	JF-140	菱洋産業
油水分離器	USH-03	大晃機械工業
海洋生物付着防止装置		アタカ大機
機関部統合制御システム		JRCS



機関制御室



発電機関



推進装置



クラゲ除去装置

## 無線区画

無線に関する操作，監視設備を集約している。また、『海上における遭難及び安全の世界的制度』（GMDSS：Global Maritime Distress and Safety System）対応の設備を設け，通信機能の効率化を図っている。

MF/HF 250W 無線通信装置	JSS-296	JRC
インマルサットC通信装置	JUE-85	JRC
国際VHF無線電話装置	JHS-32B	JRC
ナビテックス受信装置	NCR-333	JRC
衛星用EPIRB	JQE-3A	JRC
双方向無線電話装置	JHS-7	JRC
レーダートランスポンダ	JQX-30A	JRC
気象FAX受信装置	JAX-90	JRC
インマルサットF-33通信装置	JUE-33	JRC



無線区画一



無線区画二

## 漁労及び観測支援設備

CTDウインチ	8.1mmφ×2,000m	ダイナコン10030
船首観測ウインチ	6.0mmφ×1,000m	カワサキプレジジョンマシナリ
曳網ウインチ	12.0mmφ×2,000m	カワサキプレジジョンマシナリ
観測ウインチ	3.0mmφ×1,500m	カワサキプレジジョンマシナリ
起倒式Aフレーム		カワサキプレジジョンマシナリ
起倒式ランプドア		カワサキプレジジョンマシナリ
船首観測ダビット		カワサキプレジジョンマシナリ
CTDクレーン	HIAB 081	HIAB
船尾観測クレーン	HIAB 081	HIAB
全自動イカ釣機	SANMEI SE-UA-1	ニチモウ
魚網監視装置	SCANMAR	日本海洋



CTDウインチ



起倒式Aフレーム及び起倒式ランプドア



CTDクレーン

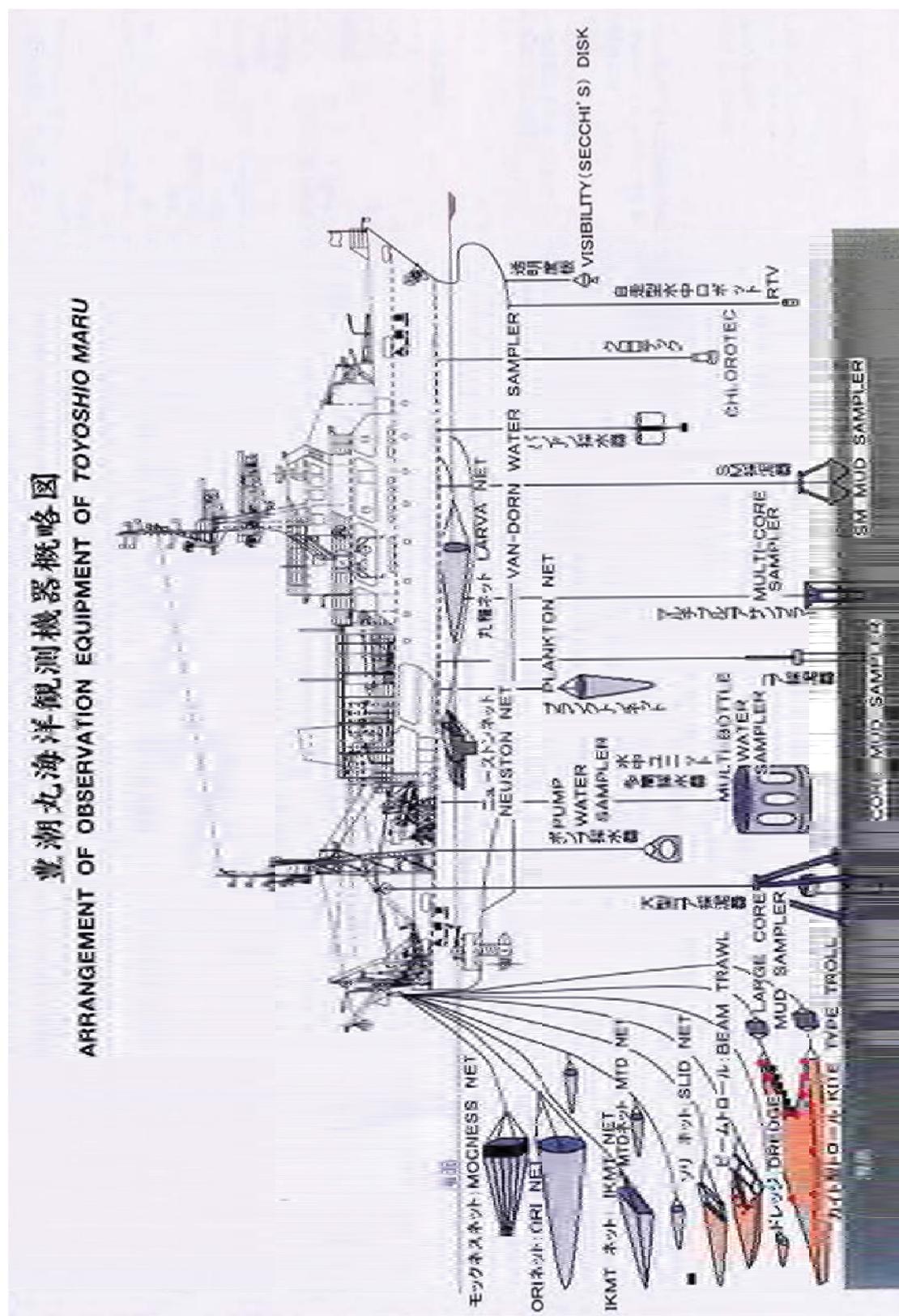


船首観測ダビット

## 調査研究設備

CTD測定装置（多筒採水器付）	SBE- 9plus, SBE- 11 plus 10L×12 本	EMS
環境センサー付多段式開閉ネット	MOCNESS-1	EMS
多層式超音波流速計	Teledyne RD Instruments WHD300kHz	HSD
表層連続観測装置	SEB-45, BBE 社 AOA	日本海洋
海底地形探査装置	HS-600	古野電気
船内LANシステム	JEE ソルデック	日本海洋
水中テレビカメラ装置	RTV-100MK II	三井造船
実体顕微鏡	ZEISS Stemi 2000	日本海洋
ダイビング用空気圧縮機	田邊空気機械製作所 V-11	日本海洋
生物飼育水槽	250 リットル WTCA-401L	日本海洋
純水製造装置	ミリポア Direct-Q	日本海洋
試料保存用冷凍冷蔵庫	SJ-54H-S	SANWA
低温恒温器	FLT-15	日本海洋
バンドン採水器	10L×2 本	離合社
スミスマッキンタイヤ採泥器	小型 0.05m <sup>2</sup> , 中型 0.1m <sup>2</sup>	離合社
エクマンバージ採泥器	小型 0.02m <sup>2</sup> , 大型 0.04m <sup>2</sup>	離合社
小型簡易ドレッジ	0.5m×0.2m	離合社
マルチプルコア採泥器	柱状採泥器×3 本	離合社
鉛直多層式開閉ネット	VMPS1000	鶴見精機
表中層プランクトン採集網	LCP-003	ニチモウ
表中層稚魚採取網	LC-20M-SMR	ニチモウ
底魚採集底曳網	LC-V1	ニチモウ
ビームトロール（桁網）		
ニューストンネット		
アイザックキッド		
ORI ネット		
ソリネット		

# 海洋調査機器概略図



## 生活環境設備



教室兼学生食堂



船員食堂



教員室



学生室



調理室



生ゴミ処理機

**広島大学生物生産学部附属練習船基地**

〒737-0029 広島県呉市宝町7番4号

Kure Marine Station

School of Applied Biological Science, Hiroshima University

7-4, Takara-machi, Kure, Hiroshima, 737-0029 JAPAN

TEL:0823-23-4853 FAX:082-553-0237

URL: <https://home.hiroshima-u.ac.jp/toyoshio/>

**附属練習船豊潮丸**

Training and Research vessel TOYOSHIO MARU

TEL:090-3022-4347 FAX:082-553-0237

URL: <https://home.hiroshima-u.ac.jp/toyoshio/>

広島大学 東広島地区 運営支援部

統合生命科学研究科 生物学系支援室

〒739-8528 広島県東広島市鏡山一丁目4番4号

TEL : 082-424-7904 FAX : 082-424-2459

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/ilife>